

「大規模小売店舗立地法」に基づく届出の手引き

平成31年4月

〔第9版〕

北海道経済部地域経済局中小企業課

目 次

第Ⅰ 大規模小売店舗立地法の概要	
第1 大規模小売店舗立地法の概要	1
(参考) 店舗面積の範囲	4
第Ⅱ 大規模小売店舗立地法に基づく手続きの概要	
第1 手順のフロー	7
第2 北海道大規模小売店舗立地審議会	8
第Ⅲ 届出に係る留意事項	
第1 届出前の留意事項	9
第2 届出後の留意事項	10
第Ⅳ 書類作成上の留意事項	
第1 新設、変更の場合	12
○添付書類の留意事項	13
○届出書等記載方法(新設)〔別紙1～8〕	16
○届出書等記載方法(変更)〔別紙9～10〕	30
第2 既存店の変更の場合	32
○届出書記載方法〔別紙11～15〕	35
第3 届出事項別の提出書類一覧	40
第Ⅴ 北海道大規模小売店舗立地法手続要領	44
・大規模小売店舗立地法に係る届出先及び問い合わせ先一覧	83

第 I 大規模小売店舗立地法の概要

第 1 大規模小売店舗立地法の概要

1 大規模小売店舗立地法の目的

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号。以下「法」という。）は、大規模小売店舗が多数の顧客を集め、大量の商品等の流通の要となる施設であり、また、生活利便施設として生活空間から一定の範囲内に立地するという特性を有することに着目し、その立地が、周辺の地域の生活環境を保持しつつ適正に行われることを確保するための手続を定めようとするものです。

○「生活環境の保持」

この法律でいう「生活環境の保持」とは、具体的には、大規模小売店舗の立地に際して生じる交通渋滞、交通安全、騒音等の問題に適正な対処がなされることにより、当該大規模小売店舗の周辺の地域において通常存することが期待される環境が保持されることを意味します。

「周辺の地域において通常存することが期待される環境」とは、「当該地域の住民が感覚的に不快と感ぜない状態」に加え、「当該地域の住民が享受することを期待し得る利便性」をも含む概念です。すなわち、大規模小売店舗の立地に際して特徴的に生じる問題の中には騒音のように感覚的に不快と感ぜる事象もあれば、交通渋滞のように利便性の低下と捉えられる事象もあります。この法律は、この両者を「生活環境」と捉えて、「生活環境」を保持しつつ大規模小売店舗の立地が行われることを実現しようとするものです。

2 大規模小売店舗の定義等

大規模小売店舗とは、「一の建物であつて、その建物内の店舗面積の合計が基準面積を超えるもの」をいいます。

○「基準面積」

政令で **1,000 m²** と定められています。

○「店舗面積」

小売業（飲食店業を除くものとし、物品加工修理業を含む。）を行うための店舗の用に供される床面積をいいます。

○「小売業を行う」

「小売業を行う」とは、物品を継続反復して消費者に販売する行為がその業務の主たる部分を占めるものをいいます。小売業を営利目的を持って行うか否かと、来客数、物流量とは直接関係がないので、生協、農協のように組合原則に従い組合員に物資の供給事業を行っている場合も対象となります。

- (1) 小売業者でない者が、個展やバザー等において一回限りの販売を行うことは、「継続反復して」行うこととはなりません。初めての販売行為であっても継続反復の意思があればこれに該当します。
- (2) カタログコーナー等直接物品を展示していない場合であっても、その場所で実質的に販売契約が締結されている場合は、小売業を行うものと解されます。
- (3) 飲食店業における持ち帰り品の販売、旅行斡旋業における時刻表等の販売等、サービス提供事業における物品の販売は、その販売が、客観的にみて当該サービス提供事業の付随的な業務と認められる場合は、小売業を行っていることとはなりません。

ん。

(4) 会員制販売であっても、最終消費者への販売行為と認められる場合には、小売業を行うものと解されます。

○「小売業を行うための店舗」

小売業を行うための建物（土地に定着する工作物又は地下若しくは高架の工作物のうち、屋根及び柱、若しくは壁を有するものをいう。）であって、その場所に客を来集させて小売業を行うための用に直接供されるものをいいます。なお、同一の店舗で小売業と小売業以外の業を行っている場合は、それぞれの業について直接それらの用に供する部分が明確に区分できない限り、その店舗の全てが「小売業を行うための店舗」に該当することとなります。

また、通常、店舗以外の用途に供されている建物であって、非恒常的に店舗を開設する場合については、原則として小売業を行う日数が年間60日以内であれば、「小売業を行う店舗」にはなりません。

○「店舗面積の範囲」

（「(参考) 店舗面積の範囲」のとおり）

○「床面積」

床面積とは、建築基準法（昭和25年法律第201号）の用語によることとし、建築物の各階又はその一部で壁その他の区画の中心線で囲まれた部分の水平投影面積をいいます。（建築基準法施行令第2条第1項第3号）

○「一の建物」

一の建物には、次のような建物も含まれます。

(1) 屋根、柱又は壁を共通にする建物（当該建物が公共の用に供される道路その他の施設によって二以上の部分に隔てられているときは、その隔てられたそれぞれの部分）

(2) 通路によって接続され、機能が一体となっている二以上の建物

(3) 一の建物（前二号に掲げるものを含む。）とその附属建物をあわせたもの

3 大規模小売店舗を設置する者が配慮すべき事項に関する指針（以下「指針」という。）

大規模小売店舗の周辺の地域の良い生活環境の保持を通じた小売業の健全な発達を図る観点から、その立地に際し、大規模小売店舗を設置する者が配慮すべき事項について、経済産業大臣が「指針」を定めています。

「大規模小売店舗を設置する者が配慮すべき事項」とは、大規模な集客や物流といった特性を有する大規模小売店舗の出店によって生ずる事象に関する事項で、具体的には、例えば、交通の渋滞や交通安全、騒音や廃棄物などに関する事項が挙げられます。大規模小売店舗を設置する者は、この指針で定められた事項を踏まえ、大規模小売店舗の施設の配置及び運営方法を決めていくこととなります。

○「施設の配置」

「施設の配置」とは、店舗の位置及び機能を考慮して必要となる駐車場や荷さばき施設等の設置並びにその位置を設定することをいいます。

○「施設の運営方法」

「施設の運営方法」とは、営業時間や施設の管理時間といった施設の具体的な運営方法をさします。

4 大規模小売店舗の新設

新設とは、全く新しい建物を建設して店舗面積が基準面積(1,000 m²)を超える場合のみならず、既存の建物を増築して、その店舗面積を増加し、基準面積を超える場合、及び既存の建物は何ら増築しなくても、その全部又は一部の用途を変更し、店舗面積が基準面積を超える場合を含みます。要するに「新設」とは建物の新築、増築の有無を問わず、店舗面積が基準面積を超える場合をいいます。

なお、新設する者とは、当該建物の所有者をいい、賃借権、使用借権を有する者等は含みません。

5 届出事項等

大規模小売店舗の新設、変更等に関する届出事項、添付書類、届出時期、提出部数等については、第Ⅳの第3の「届出事項別の提出書類一覧」を、届出先については、最終ページの「大規模小売店舗立地法に係る届出先及び問い合わせ先一覧」を参照してください。(札幌市域及び北斗市域については、それぞれ、札幌市または北斗市への届出となりますので、ご注意ください。)

(1) 新 設

大規模小売店舗を新設する際は、大規模小売店舗届出書(別紙1)に届出事項を記載の上、添付書類(別紙2～別紙8)を付して、開店予定日の8ヶ月前までに、所在地の属する総合振興局又は振興局に所定の部数を提出してください。

(2) 変 更

法の届出事項のうち、大規模小売店舗の名称及び所在地、大規模小売店舗を設置する者及び当該大規模小売店舗において小売業を行うものの氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名を変更した際は、変更後速やかに変更届出書(別紙9)に、変更事項を記載の上、添付書類を付して、所在地の属する総合振興局又は振興局に所定の部数を提出してください。

大規模小売店舗内の店舗面積の合計、施設の配置に関する事項、施設の運営方法に関する事項を変更する際は、変更届出書(別紙10)に、変更事項を記載の上、添付書類を付して、所在地の属する総合振興局又は振興局に所定の部数を提出してください。

(3) 既存店の変更

法施行の際、小売業が行われている店舗面積の合計が基準面積を超える大規模小売店舗を設置している者(いわゆる既存店)は、そのままの態様で小売業を行わせている限りにおいては何ら法の手続きを要するものではありませんが、当該大規模小売店舗について、法第5条第1項第4号から第6号までに掲げる事項(店舗面積の合計、施設の配置に関する事項、施設の運営方法に関する事項)の変更であって、この法律の施行の日以後最初に行われるものを変更しようとするときは、その旨及び法第5条各号(第3号=店舗の新設日を除く)に掲げる事項で当該変更に係る事項以外のものを届け出なければなりません。この場合の変更事項以外の事項についての届出は、当該変更届出が行われることを契機に、既存店を法の体系に組み込むために求めるものです。

既存店の変更を行う際は、(別紙11)に変更事項等を記載の上、添付書類(別紙12～別紙15のうち変更事項に関するもの)を付して、所在地の属する総合振興局又は振興局に所定の部数を提出してください。

なお、道内(札幌市域及び北斗市域を除く)における届出書類等の提出に当たっては、第Ⅲ「届出に係る留意事項」、第Ⅳ「書類作成上の留意事項」及び第Ⅴ「北海道大規模小売店舗立地法手続要領」の内容に留意してください。

(参考) 店舗面積の範囲

「店舗面積」の範囲については、次のように統一的に解釈するものとする。

1 店舗面積に含まれる部分

部分名	定 義
(1) 売 場	直接物品販売の用に供する部分をいい、店舗面積に含む。ショーケース等直接物品販売の用に供する施設に隣接し、顧客が商品の購入又は商品の選定等のために使用する部分(壁等により売場と明確に区切られていない売場間の通路を含む。)は、売場とみなす。
(2) ショー ウインド	ショーウインドは、店舗面積に含む。ただし、階段の壁に設けられたはめ込み式のショーウインドは、店舗面積に含まない。
(3) ショー ルーム等	ショールーム、モデルルーム等の商品の展示又は実演の用に供する施設をいい、店舗面積に含む。
(4) サービス 施設	手荷物一時預り所、買物品発送承り所、買物相談所、店内案内所その他顧客に対するサービス施設をいい、店舗面積に含む。
(5) 物品の加工修 理場のうち顧客か ら引受(引渡を含 む。)の用に直接供 する部分	カメラ、時計、眼鏡、靴、その他の物品の加工又は修理の顧客からの引受(加工又は修理のための物品の引渡を含む。)の用に直接供する部分をいい、店舗面積に含む。当該部分が加工又は修理を行う場所と間仕切り等で区分されていないものであるときは、その全部を店舗面積に含む。

2 店舗面積に含まない部分

部分名	定 義
(1) 階 段	<p>上り階段及び下り階段とも最初の段鼻（踏み面の先端）の線で区分し、踊り場及び階段と階段にはさまれた吹抜きの部分を含むものをいい、店舗面積に含まない。また、階段の周辺に防災用のシャッター等がある場合は当該シャッター等と最初の段鼻、壁、柱等によって囲まれる部分は、当該部分を直接小売業の用に供さないことを前提に階段部分とみなし、店舗面積に含まない。</p>
(2) エスカレーター	<p>エスカレーター装置（付属部分を含む。）部分をいい、店舗面積に含まない。また、エスカレーターの周辺に防災用のシャッター等がある場合は、当該シャッター等によって囲まれる部分及び吹抜きの部分は、当該部分を直接小売業の用に供さないことを前提にエスカレーター部分とみなし、店舗部分に含まない。</p>
(3) エレベーター	<p>エレベーターの乗降口の扉の線で区分し、店舗面積に含まない。また、エレベーターの周辺に防災用のシャッター等がある場合は、当該部分を直接小売業の用に供さないことを前提にエレベーター部分とみなし、店舗面積に含まない。</p>
(4) 売場間通路及び連絡通路	<p>壁等により売場と明確に区分された売場として利用し得ない通路、建物と建物を結ぶため道路等の上空に設けられた渡り廊下、地下道その他の連絡通路をいい、当該部分を直接小売業の用に供さないことを前提に、店舗面積に含まない。</p> <p>また、上記の通路の周辺に防災用のシャッター等がある場合は、当該シャッター等によって囲まれる部分は、当該部分を直接小売業の用に供さないことを前提に通路とみなし、店舗面積に含まない。</p>
(5) 文化催場	<p>展覧会等の文化催しのためのみに供し、又は供させる場所であって、間仕切り等で区分された部分をいい、店舗面積に含まない。</p>
(6) 休憩室	<p>客室休憩室又は喫煙室その他これに類する施設であって、間仕切り等で区分された部分をいい、店舗面積に含まない。</p>
(7) 公衆電話室	<p>公衆電話室であって、間仕切り等で区分された部分をいい、店舗面積に含まない。</p>

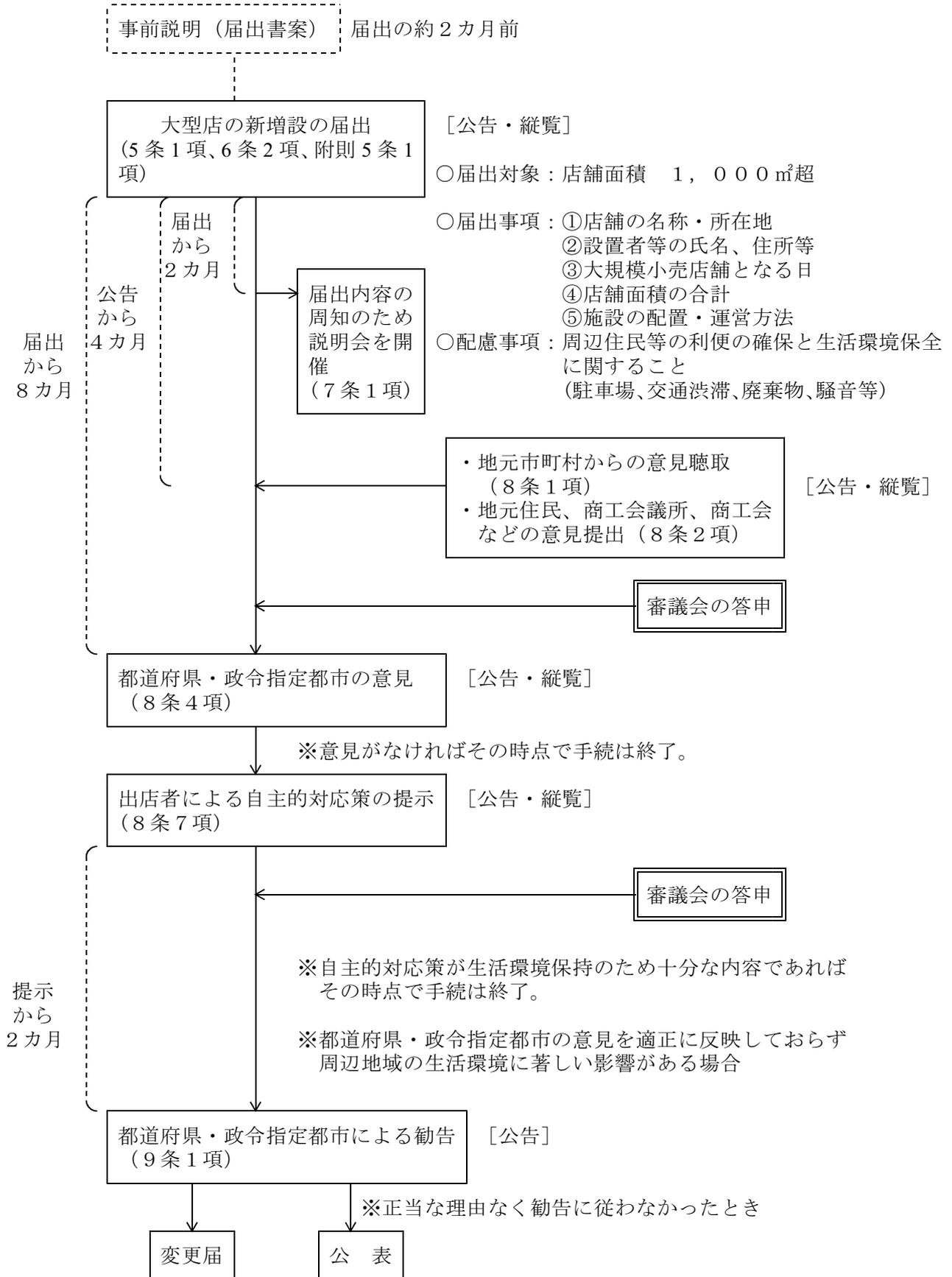
(8) 便所	便所の出入口の線（専用の通路がある場合は、その出入口の線）で他と区分し、店舗面積に含まない。
(9) 外商事 務室等	外商ないし常得意先に対する業務のみを行う場所であって、間仕切り等で区分された部分をいい、店舗面積に含まない。
(10) 事務室 ・荷扱い 所	事務室、荷扱い所、倉庫、機械室、従業員施設等顧客の来集を目的としない施設であって、間仕切り等で区分された部分をいい、店舗面積に含まない。
(11) 食堂等	食堂、喫茶室等をいい、店舗面積に含まない。
(12) 塔 屋	エレベーター室、階段室、物見塔、広告塔等屋上に突き出した部分をいい、店舗面積に含まない。ただし、物品販売を行う部分は、売場として取り扱うものとする。
(13) 屋 上	塔屋を除いた屋上部分をいい、店舗面積に含まない。ただし、物品販売を行う部分は、売場として取り扱うものとする。
(14) 風除室	物品の販売の用に供しない限り、店舗面積に含まない。ただし、物品販売を行う場合（店内買回用カゴ及びカートの置き場としての利用も含む）は、売場として取り扱うものとする。
(15) はね出 し下、軒 下等	建物のはね出し下、ひさし、軒下等の部分をいい、店舗面積に含まない。ただし、はね出し下等において、展示販売、ワゴン等による各種商品の販売又は自動販売機を設置して飲食料品等の販売を行っている部分は、売場として取り扱うものとする。

(注)

- (1) 間仕切りについて
間仕切りは、原則として壁、棚、扉等を固定したものとする。
- (2) 塔屋と普通階の区分について
建築基準法施行令第2条第1項第8号により階数の算定法が定められているが、この法律の運用においては、屋上の突き出し部分が建築面積の1/8を超えている程度の場合に塔屋として取り扱うものとする。
また、上記の建築面積とは、上記施行令第2条第1項第2号の規定による「建築物（地階で地盤面上1メートル以下にある部分を除く。）の外壁又はこれに代わる柱の中心線（軒、ひさし、はね出し縁その他これに類するもので当該中心線から水平距離1メートル以上突き出たものがある場合においては、その端から水平距離1メートル後退した線）で囲まれた部分の水平投影面積による。」に準ずるものとする。

第Ⅱ 大規模小売店舗立地法に基づく手続きの概要

第1 手続きのフロー



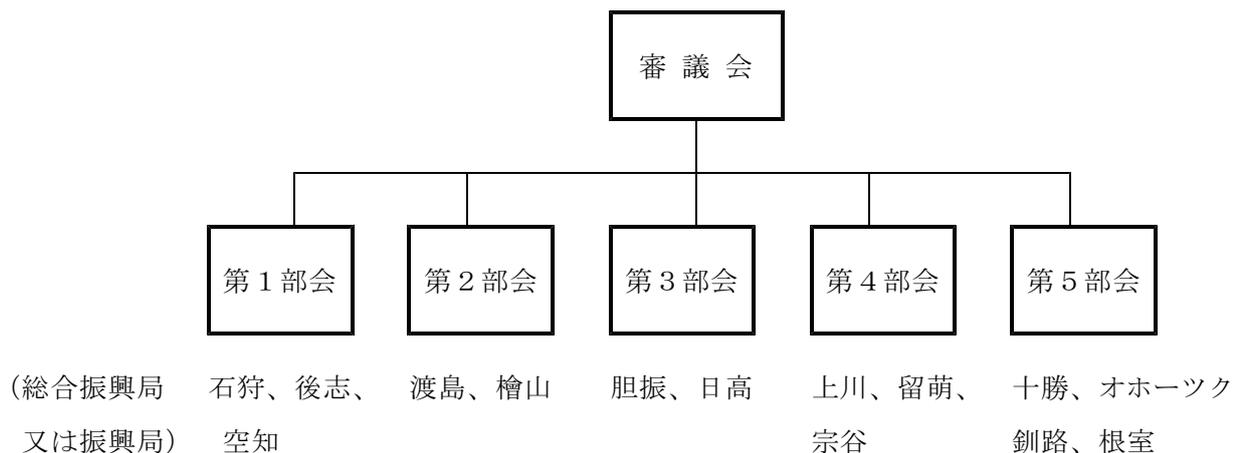
第2 北海道大規模小売店舗立地審議会

法には、審査にあたっての第三者機関に関する規定はありませんが、道は法の施行に鑑み、法の運用に当たって、公平性・合理性の確保が重要であるとの観点から、地域の実情に精通しかつ各専門分野での学識経験を有する方で構成される知事の附属機関を設置するため、北海道大規模小売店舗立地審議会条例を制定しています。

審議会は、道内を5ブロックに分けて部会を設置し、石狩、渡島、胆振、上川及び十勝の各総合振興局又は振興局に部会事務局を設置しています。

道の意見、勧告及び勧告に従わない旨の公表に際し、部会で慎重かつ公正に審議された結果をもって道の判断が形成されます。

※ 審議会組織



審議会事務局：本庁経済部地域経済局中小企業課

部会事務局：各総合振興局又は振興局産業振興部商工労働観光課（石狩、渡島、胆振、上川、十勝）

第Ⅲ 届出に係る留意事項

第1 届出前の留意事項

1 相談について

法に基づく届出の担当窓口は、各総合振興局又は振興局（札幌市域及び北斗市域を除く。）となっております（本書最終ページ参照）。

大規模小売店舗に関して、新設・変更等の計画については、できるだけ早く届出の相談をしてください。

2 事前説明について

店舗計画がほぼできあがった時点で、届出を行おうとする事項及び周辺的生活環境を保持するために講ずることとした事項を記載した「届出書案」（届出書及び添付書類として提出を予定している書類）を作成の上、店舗計画を担当総合振興局又は振興局へ説明するようご協力をお願いします。

これは、法手続に入る前に、届出書の内容で不明な点について予め確認させていただいたり、関係機関との協議状況等をお聞きしたりすることによって、変更の再届出や、説明会のやり直し等、一連の手続のやり直しを可能な限り避け、法に基づく手続を円滑に進めるためです。

届出予定日の概ね2か月前までに事前説明を行っていただきますよう、ご協力願います。

3 関係行政機関との協議について

大規模小売店舗の店舗計画を策定するにあたっては、「指針」を十分に勘案の上、周囲の生活環境について配慮していただくのはもちろんですが、届出の内容が実施されることにより影響が生じることが予想される、交通、騒音、廃棄物、まちづくり等に関連する関係法令を遵守していただく必要があります。

このため、予め届出書案の内容を基本として、関係行政機関（公安委員会、市町村、道路管理者等）と協議を行っていただくようお願いいたします。

4 軽微な変更に係る申出について

規則第8条に規定する軽微な変更は、道が、当該変更により大規模小売店舗の周辺の地域の生活環境に影響がないことを認めた場合に行うことができます。

軽微な変更を行おうとする場合は、事前説明時に、申し出ていただきますとともに、手続要領に定める別紙様式1により申出を行ってください。

5 届出について

事前説明が終了後、届出を行っていただきます。

届出書の作成に当たっては、12ページ以降の「書類作成上の留意事項」を参照願います。

地域貢献活動について

北海道では、「北海道地域商業の活性化に関する条例」において、地域商業に携わる事業者の皆さんに、積極的な地域貢献活動に取り組んでいただくこととしており、その取組の一助となるよう「北海道地域貢献活動指針」を策定しています。

大規模小売店舗立地法の届出にあたっては、「大規模小売店舗を設置する者が配慮すべき事項に関する指針」（以下「指針」）において、防災・防犯対策への協力や街並みづくり等への配慮等の取組が示されているところですが、指針に示されている事項以外の取組についても、別紙８の「指針に示された内容に係る参考資料（総括表）」に記載するようお願いいたします。

また、店舗面積が 6,000 ㎡を超える大規模小売店舗には、条例の手続きの中で、地域貢献活動の内容を周知する機会を設けていますが、6,000 ㎡以下の大規模小売店舗においても、説明会の機会を利用するなどして、ぜひ、皆さんの地域貢献への取組を積極的に周知していただくようお願いいたします。

第２ 届出後の留意事項

1 開店等の制限

届出がされた場合、法上、次のとおり営業制限がありますので、届出を行う際は、制限期間等を加味した上でスケジュールを立ててください。

(1) 次の届出については、届出後 8 か月間は新設または変更による営業（※参照）はできません。（道が意見なしの通知をした場合はこの限りではありません。）

① 法第 5 条第 1 項に係る届出（店舗の新設）

なお、「新設」については、本書「大規模小売店舗立地法の概要」4（3 ページ）を参照してください。

② 法第 6 条第 2 項に係る届出のうち法第 5 条第 1 項第 4、5 号に係る届出

③ 法附則第 5 条第 1 項に係る届出のうち法第 5 条第 1 項第 4、5 号に係る届出

(2) 届出者が道の意見をもとに届出事項の変更の届出をしたときまたは変更しない通知をしたときは、届出後 2 か月間は変更による営業はできません（法第 8 条第 7 項）。

※ なお、本制限は、原則的に新設または変更による「営業」の制限であり、「工事着工」の制限ではありません。

しかし、道の意見が述べられた場合、意見に対する対策として、店舗の設計変更をせざるを得ない事態も想定されることは、ご承知おきください。

また、工事の着工により、現在駐車場として使用している場所を、資材置場や工事関係者駐車場として使用する場合は、「駐車場の減」に該当しますので、「工事着手」自体が 8 か月を待たなければならないこととなりますので、ご留意ください。

2 説明会の開催方法等

- (1) 説明会を行うに当たっては、開催日時、開催場所、周知方法等について、地元市町村の意見を聴くように努めてください。
- (2) 説明会は規則第11条第1項により、原則1回開催することとされておりますが、当該大規模小売店舗の立地がその周辺環境に与える影響が大きいため相当数の者が説明会に参加することが必要と認められる場合には、3回を上限として、同項に基づき道が文書により回数を指定することがあります。

このため、説明会の開催についても、事前説明時に道へご相談くださるようお願いいたします。
- (3) 説明会の開催の公告は、説明会の開催を新聞紙に掲載するか、説明会開催案内のちらしを、新聞の折り込み広告として配布するか、いずれかの方法で行ってください。

3 掲示による説明

規則第11条第2項に規定する説明会に代わる掲示による周知は、道が、大規模小売店舗の周辺地域の生活環境にあたる影響がほとんどないことを認めた場合に行うことができます。

掲示による周知を行おうとする場合は、事前説明時に申し出ていただきますとともに、手続要領に定める別紙様式7により申出を行ってください。

4 意見・勧告・公表関係

法第8条及び第9条に定める道の意見、道による勧告・公表（以下、「意見等」という。）は、手続要領に定める手順によって行われます。

意見等が述べられますと、1の新設または変更に係る届出事項について、更に2カ月以上新設または変更による営業に制限がかかることとなります。

また、道の意見に対する自主的対応策が、道の意見を適正に反映していないと判断された場合、道による勧告・公表が行われることもあります。

法の円滑な運用を図り、周囲の生活環境に配慮した店舗計画のスムーズな推進を図るためにも、早めのご相談をお願いいたします。

第Ⅳ 書類作成上の留意事項

第1 新設、変更の場合

法に基づく届出書類及び添付書類の作成に当たっては、次の点に留意してください。

なお、ここでは、法第5条第1項の届出（新設）を想定しての留意点を整理していますので、法第6条（変更）の届出に際しては、変更しようとする項目及び変更しようとする事項に関する項目等について適宜準用してください。

記

1 届出書の作成方法について

(1) 届出書作成の事前準備について

届出書・添付書類を作成する前に、周辺の地域の生活環境への影響について予め十分な調査・予測を行い、適切な対応を検討してください。

また、周辺の地域の生活環境への影響とその対応策の有無については、データに基づく合理的な説明が行えるよう、関係法令をはじめ、都市計画、中心市街地活性化基本計画等のまちづくりに関する公的な計画・事業の有無などについて、幅広く情報収集し、また自ら調査・予測をした方法やその根拠についても、合理的な説明が行えるようにしてください。

開店後において、届出時に対応策の前提として調査・予測した結果と実態に大きな乖離があり、その対策が不十分な場合には、再調査・再予測の後、追加的な対応策が必要となる場合があります。

届出の内容は公告され、添付書類とともに一般に縦覧されるものです。

また、届出書の内容は、自ら開催する住民等への説明会において説明するものですので、十分検討の上、作成願います。

(2) 用紙の大きさ等について

提出する説明書、図面、参考資料等の大きさは、日本工業規格A4とし、収まりきらない場合（内容が不明瞭となる場合）は、A3としてください。

なお、図面の縮尺は、その種類ごとに統一するようにし、図面中に縮尺率を記入するようにしてください。

1枚に記入できないときは別様とするなど、適宜工夫願います。

2 届出書の記載方法について

法第5条第1項の届出書については、届出書等記載方法（16ページ参照）を参考にして、大規模小売店舗届出書（様式第1）に記載してください。

法第6条第1項、第2項の届出については、届出書等記載方法（29ページ参照）を参考にして、変更届出書（様式第2、様式第3）に記載してください。

3 添付書類について

- ・ 「添付書類の一覧表(目次)」(別紙2)を作成の上、一連のページを付してください。
- ・ 各図面は天地を合わせ、方位及び縮尺率を記入してください。
- ・ 各図面にはタイトルを記載してください。
- ・ 共用できる図面については、なるべく共用し枚数を減らしてください。この場合、図面に複数のタイトルを記載し、何を説明する図面かわかるようにしてください。
- ・ 新設の場合は、全ての書類を添付してください。
- ・ 変更の場合は、必要な書類を添付してください。

○ 添付書類の留意事項

添付書類の名称	留意事項
1 設置者・小売業者の状況	
① 設置者の登記事項証明書	<ul style="list-style-type: none"> ・ 発行後3ヶ月以内のものを添付してください。 副本への添付はコピーで構いません。 ・ 設置者が個人るとき、住民基本台帳法の規定による確認を行います。
② 小売業の状況	<p>「大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名」及び「大規模小売店舗において小売業を行う者の開店時刻及び閉店時刻」等小売商業者に係る事項について、別紙3を添付してください。</p> <p>店舗内に小売商業者以外の事業者が入店する場合は、あわせて別紙3に記載してください。</p>
2 建物の位置・店舗の配置等	
① 店舗面積内訳表	各階・各棟ごとに、店舗面積に含まれる部分（小売業者の店舗部分及び共用部分）、施設部分（階段・事務室等）、事業部分（小売業以外の事業を行う部分）、その他（住宅等）に区分して、別紙4に記載してください。
② 広域見取図	<ul style="list-style-type: none"> ・ 来客が想定される主要な地域を包括した図面 ・ 最寄りのJR駅等が入る図面
③ 周辺見取図	<ul style="list-style-type: none"> ・ 店舗周辺の住宅、学校、病院、図書館、保育所、公園、老人ホーム等の位置がわかる図面 ・ 周辺道路の状況がわかる図面
④ 施設配置図	<p>敷地内の全ての建物を記載するとともに、以下の事項を記載してください。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 店舗、付属施設、広告塔、屋外照明、案内看板、隣接道路、隣接建物等 ・ 敷地内に飲食店、遊技場等がある場合は、その施設 ・ 駐車場の収容台数を記載し、台数が確認できるよう駐車マスを線引きしたもの ・ 駐車場の出入口の位置・幅員 ・ 駐車場内の自動車の通路の幅員 ・ 駐車場から店舗の入口までの歩行者経路 ・ 敷地内に歩行者通行帯を設ける場合はその位置 ・ 搬入車輛の待機場所の位置 ・ 発券ブースを設ける場合には、その位置 ・ 交通整理員を配置する場合は、その位置 ・ 搬出入車両の出入口がある場合は、その位置

	<ul style="list-style-type: none"> 荷さばき車両の出入口から施設までのルート 廃棄物施設の容量（縦×横×高さ） 廃棄物施設のトラックヤード、駐車待ちスペース 廃棄物処理車両の出入口から施設までのルート
⑤ 平面図・求積図・求積表	<p>小売業者ごとに位置を明示し、専有面積(m²)を記入するとともに、店舗内に小売業者以外が入居する場合は、位置・専有面積(m²)を記入してください。</p> <p>求積図の余白に、計算式を入れた求積表を記載してください。</p>
⑥ 立面図・側面図	
⑦ 建物完成予定図	街並みとの協調の観点からカラー印刷が望ましい。カラー印刷でない場合には、壁、看板等の色を記入
3 自動車台数の予測	
① 必要駐車台数の算定	指針に示された算式に当てはめた場合の予測数値を、別紙5により算定して添付してください。
② 交通対策に関する検討	指針の二の1を参照し、届出者の責任において、一般的な技術水準を勘案して合理的と認めらる手法により予測を行い、その根拠の内容に則って必要な資料を作成してください。
③ 駐車場に案内する経路 (広域経路図)	<ul style="list-style-type: none"> 来店者の分布範囲の分割線を表示 来客のアクセス経路、主要な道路名を表示
④ 駐車場に案内する経路 (周辺経路図)	<ul style="list-style-type: none"> 車線数、分離帯、歩道、信号機、横断歩道、踏切、通学路、バス路線、バス停、交通規制等を表示 来客のアクセス経路、1日及びピーク時の来台数、帰台数を表示
⑤ 交通環境配置図	<ul style="list-style-type: none"> 駐車場の出入口の位置、案内表示の設置場所、交通整理員の配置場所、来客の入庫・出庫経路を表示 来客のアクセス経路、1日及びピーク時の来台数、帰台数を表示
4 荷さばき施設における搬出入 車両台数及び荷さばきの時間帯	荷さばき施設において商品の搬出入を行うための自動車の台数及び荷さばきを行う時間帯を(別紙6)に記載してください。
5 騒音の予測	
① 騒音対策に関する検討	指針の二の2(1)を参照し、届出者の責任において、一般的な技術水準を勘案して合理的と認めらる手法により等価騒音レベル(昼・夜間)と夜間の騒音レベル最大値の予測を行い、その根拠の内容に則って必要な資料を作成してください。

<p>② 騒音源騒音予測地点位置図 (昼間・夜間)</p>	<p>施設等から発生する騒音源、周辺の用途地区指定、住居等の位置の状況等を勘案し、最も影響が大きくなると予想される周囲4方向で等価騒音レベルを予測してください。</p> <p>夜間において騒音の発生が見込まれる場合は、騒音レベルの最大値についても予測してください。</p> <p>敷地内の全ての建物を記載するとともに、以下の事項を記載してください。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 付近の状況(建物の種類等) ・ 騒音の予測地点、予測する騒音源 ・ 屋外拡声器の位置及び設置方法(高さ、方向) ・ 予測地点から各騒音源までの距離 ・ 遮音壁、緑地帯の設置位置
<p>③ 遮音壁の位置及び高さ</p>	<p>遮音壁の位置及び高さを示す図面 (設置しない場合は不要)</p>
<p>④ 冷却塔、室外機又は送風機の稼動時間帯及び位置</p>	<p>冷却塔、室外機・送風機の稼動時間帯・位置を示す図面(設置しない場合は不要)</p>
<p>⑤ 用途地域区分図</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ 用途地域区分境界、地区計画区域等を表示 ・ カラー印刷が望ましい。
<p>⑥ 騒音規制法に基づく規制地域図</p>	<p>騒音規制法による規制地域が指定されている場合、その地域図</p>
<p>6 廃棄物等の予測</p>	<p>指針の二の二(2)を参照し、届出者の責任において、一般的な技術水準を勘案して合理的と認められる手法により予測を行い、その根拠の内容に則って必要な資料を作成してください。</p> <p>独自の予測・算出根拠のほか、指針に示された算式に当てはめた場合の廃棄物保管施設容量を、別紙7により算定して添付してください。</p>
<p>7 その他</p>	
<p>① 指針に示された内容に係る参考資料(総括表)</p>	<p>指針に示されている事項に係る資料として、別紙8を参考に作成してください。</p> <p>各項目の配慮すべき事項については、どのように行うのか具体的に記入してください。</p> <p>併せて、指針に示されている配慮すべき事項以外の地域貢献活動について、「北海道地域貢献活動指針」を参考に、その内容を記入してください。(「北海道地域商業の活性化に関する条例」に定める特定小売事業施設の場合は、地域貢献活動計画書の写しの添付も可)</p>
<p>② 全体スケジュール表</p>	<p>届出から店舗の新設日までの建築工事の着手時期、工事期間、関連法令の申請・許可予定等事業実施に係る全体スケジュール表を参考に添付してください。</p>

届出書等記載方法（新設）

（別紙1）
様式第1（規則第3条関係）

※受理年月日	年 月 日
※受理番号	
※備考	

大規模小売店舗届出書

平成 年 月 日

北海道知事 様

氏名又は名称及び法人に
あつてはその代表者の氏名住所

大規模小売店舗立地法第5条第1項の規定により、下記のとおり届け出ます。
記

1 大規模小売店舗の名称及び所在地	名 称		
	所在地		
2 大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名			
3 大規模小売店舗の新設をする日	平成 年 月 日		
4 大規模小売店舗内の店舗面積の合計	㎡（内訳別紙4のとおり）		
5 大規模小売店舗の施設の配置に関する事項	(1) 駐車場の位置及び収容台数	位置	(図面番号)
		台数	台
	(2) 駐輪場の位置及び収容台数	位置	(図面番号)
		台数	台
	(3) 荷さばき施設の位置及び面積	位置	(図面番号)
		面積	㎡
	(4) 廃棄物等の保管施設の位置及び容量	位置	(図面番号)
		容量	㎡
6 大規模小売店舗の施設の運営方法に関する事項	(1) 大規模小売店舗において小売業を行う者の開店時刻及び閉店時刻	開店時刻	午前 時 分
		閉店時刻	午後 時 分
	(2) 来客が駐車場を利用することができる時間帯	午前 時 分から 午後 時 分まで (翌午前 時 分まで)	
	(3) 駐車場の自動車の出入口の数及び位置	位置	(図面番号)
		数	箇所
(4) 荷さばき施設において荷さばきを行うことができる時間帯	午前 時 分から 午後 時 分まで		

(備考) 1 5-(1)～(4)、及び6-(3)に係る位置については、別添図面に記載すること。
2 この用紙の大きさは、日本工業規格A4とすること。
3 ※印の欄は記載しないこと。

○ 届出書を発信する日を記載してください。なお、届出日は、行政手続法第37条の規定に基づき法に定められた用件を具備した書類が、届出先に到達した日となります。

○ 設置者が複数いる場合は、連名とし、全員の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名を記載してください。

○ 地番が複数ある場合は、建物の所在地に係る全ての地番を記載するか、若しくは、最も大きな部分を占める地番を記載し、「×番〇号ほか」と記載してください。

○ 複数あり書ききれない場合は別紙3に記載してください。

○ 8カ月制限のかかる事項は、届出日から8カ月以降の日付を記載してください。

○ 整数値（小数点第1位を四捨五入してください。以下同様とします。）

○ 店舗用の来客自動車用駐車場台数を記載してください（従業員用は含めないでください。また、複合店舗の場合で、駐車場を共用しており、明確な区分ができない場合等については、総合振興局又は振興局に相談してください。）

○ 整数値

○ 整数値

○ 店舗によって異なり、書ききれない場合は別様とし、資料番号を記載してください。また、閉店時刻が深夜午前0時以降に及ぶ場合は「翌午前 時 分」とし、24時間営業の場合は、「24時間営業」と記載してください。

○ 駐車場によって異なり、書ききれない場合は別様とし、資料番号を記載してください。また、利用可能時間帯が深夜午前0時以降に及ぶ場合は「翌午前 時 分まで」とし、24時間利用できる場合は、「24時間」と記載してください。

○ 出庫のみ（出口）、入庫のみ（入口）がある場合は、出口×箇所、入口△箇所、出入口◎箇所、のように記載してください。

(別紙 2)

添付書類	添付の有無	ページ
1 設置者・小売業者の状況		
① 設置者の登記事項証明書		
② 小売業の状況		
2 建物の位置・店舗の配置等		
① 店舗面積内訳表		
② 広域見取図		
③ 周辺見取図		
④ 施設配置図		
⑤ 平面図・求積図・求積表		
⑥ 立面図・側面図		
⑦ 建物完成予定図		
3 自動車台数の予測		
① 必要駐車台数の算定		
② 交通対策に関する検討		
③ 駐車場に案内する経路(広域経路図)		
④ 駐車場に案内する経路(周辺経路図)		
⑤ 交通環境配置図		
4 荷さばき施設における搬出入車両台数・荷さばき時間帯		
5 騒音の予測		
① 騒音対策に関する検討		
② 騒音源騒音予測地点位置図(昼間・夜間)		
③ 遮音壁の位置及び高さ		
④ 冷却塔、室外機又は送風機の稼働時間帯及び位置		
⑤ 用途地域区分図		
⑥ 騒音規制法に基づく規制地域図		
6 廃棄物等の予測		
7 その他		
① 指針に示された内容に係る 参考資料(総括表)		
② 全体スケジュール表		

(備考) 1 この用紙の大きさは、日本工業規格A4とすること。
 2 「添付の有無」欄は○×を記載すること。
 3 添付書類や図面には一連番号(ページ)を付すこと。

添付を省略する資料番号とその理由

○ 届出書に添付している資料の「添付の有無」欄に○をつけて下さい。
 ○ 該当資料の「ページ」を記載してください。
 ○ 添付書類の順番を守ってください。

○ 添付を省略する資料がある場合は、添付書類名と、省略する合理的な理由を記載してください。

(別紙3) 小 売 業 の 状 況

図面 番号	小売業者名	代表者職 ・氏名	住 所	店舗面積 (㎡)	主たる 販売品目	開店時刻	閉店時刻
合計							

(参考：複合施設の場合の小売業者以外の事業者の状況)

図面 番号	事業者名	代表者職 ・氏名	住 所	事業面積 (㎡)	主たる 事業内容	開店時刻	閉店時刻	当該施設における 必要駐車台数
合計								

○ 閉店時刻が深夜午前0時以降の場合は「翌午前×時」と記載してください。
また、24時間営業の場合は、24時間営業と記載してください。

○ 複合施設の場合で、店舗とは別に駐車場を必要とする場合は、必要台数を記載してください。

(別紙4)

店 舗 面 積 内 訳 表

1 建物の構造 (例：○○造、地上○階等)

2 店舗面積の内訳

- (1) 建築面積
- (2) 延床面積
- (3) 各階毎の内訳

m²
m²

(単位：m²)

内 訳		1 階	2 階			合 計
店舗面積 に含まれ る部分	小売業者の 店舗部分					
	共用部分					
	小 計					
施 設 部 分						
事 業 部 分						
そ の 他						
合 計 延 床 面 積						

(注1) 2以上の棟に分かれる場合はそれぞれ毎に記載すること。
(注2) 変更届出の場合は上下二段書き対比として提出すること。

指 針 に 基 づ く 必 要 駐 車 台 数 等 の 算 定

I. 駐車台数の目安数値の算定

「必要駐車台数」＝「小売店舗へのピーク1時間当たりの自動車来台数」×「平均駐車時間係数」
 ＝「日来店客数(人)」(「A:店舗面積当たり日来店客数原単位(人/千㎡)」×「当該店舗面積」(千㎡))×「B:ピーク率(%)」×「C:自動車分担率(%)」
 ÷「D:平均乗車人員(人/台)」×「E:平均駐車時間係数」

算 定	結 果																				
<p>1 「A:店舗面積当たり日来店客数原単位(人/千㎡)」の算定</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 20%;">店舗面積5,000㎡未満</td> <td style="width: 20%;">店舗面積5,000㎡以上</td> <td rowspan="2" style="width: 10%; vertical-align: middle;">※Sは店舗面積(千㎡)</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">1,100-30S</td> <td style="text-align: center;">950</td> </tr> </table> <p style="text-align: right; margin-right: 20px;">〔例:店舗面積2,000㎡の場合 1,100-(30×2)=1,040〕</p>	店舗面積5,000㎡未満	店舗面積5,000㎡以上	※Sは店舗面積(千㎡)	1,100-30S	950	<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 10%; text-align: center;">A</td> <td style="width: 90%;"></td> </tr> </table>	A														
店舗面積5,000㎡未満	店舗面積5,000㎡以上	※Sは店舗面積(千㎡)																			
1,100-30S	950																				
A																					
<p>2 「B:ピーク率(%)」の算定</p> <p>ピーク率=14.4%=0.144</p>	<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 10%; text-align: center;">B</td> <td style="width: 90%; text-align: center;">0.144</td> </tr> </table>	B	0.144																		
B	0.144																				
<p>3 「C:自動車分担率(%)」の算定</p> <p>(1)立地地区の用途地域が商業地域及び近隣商業地域 (2)その他の地区</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 20%;"></td> <td style="width: 10%; text-align: center;">L<300</td> <td style="width: 10%; text-align: center;">L≥300</td> <td style="width: 20%;"></td> <td style="width: 10%; text-align: center;">L<300</td> <td style="width: 10%; text-align: center;">L≥300</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">人口10万人以上40万人未満</td> <td style="text-align: center;">37.5+0.075L</td> <td style="text-align: center;">60</td> <td style="text-align: center;">人口10万人以上40万人未満</td> <td colspan="2" style="text-align: center;">70</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">人口10万人未満</td> <td style="text-align: center;">40+0.1L</td> <td style="text-align: center;">70</td> <td style="text-align: center;">人口10万人未満</td> <td colspan="2" style="text-align: center;">80</td> </tr> </table> <p style="text-align: right; margin-right: 20px;">例:人口15万人 駅からの距離100mの商業地域の場合 37.5+(0.075×100)=45% ※Lは駅からの距離(m)</p>		L<300	L≥300		L<300	L≥300	人口10万人以上40万人未満	37.5+0.075L	60	人口10万人以上40万人未満	70		人口10万人未満	40+0.1L	70	人口10万人未満	80		<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 10%; text-align: center;">C</td> <td style="width: 90%;"></td> </tr> </table>	C	
	L<300	L≥300		L<300	L≥300																
人口10万人以上40万人未満	37.5+0.075L	60	人口10万人以上40万人未満	70																	
人口10万人未満	40+0.1L	70	人口10万人未満	80																	
C																					
<p>4 「D:平均乗車人員(人/台)」の算定</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 20%;">店舗面積10,000㎡未満</td> <td style="width: 20%;">10,000㎡以上20,000㎡未満</td> <td style="width: 20%;">店舗面積20,000㎡以上</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">2.0</td> <td style="text-align: center;">1.5+0.05S</td> <td style="text-align: center;">2.5</td> </tr> </table> <p style="text-align: right; margin-right: 20px;">〔例:店舗面積15,000㎡の場合 1.5+(0.05×15)=2.25〕</p>	店舗面積10,000㎡未満	10,000㎡以上20,000㎡未満	店舗面積20,000㎡以上	2.0	1.5+0.05S	2.5	<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 10%; text-align: center;">D</td> <td style="width: 90%;"></td> </tr> </table>	D													
店舗面積10,000㎡未満	10,000㎡以上20,000㎡未満	店舗面積20,000㎡以上																			
2.0	1.5+0.05S	2.5																			
D																					
<p>5 「E:平均駐車時間係数」の算定</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 20%;">店舗面積10,000㎡未満</td> <td style="width: 20%;">10,000㎡以上20,000㎡未満</td> <td style="width: 20%;">店舗面積20,000㎡以上</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">30+5.5S 60</td> <td style="text-align: center;">65+2S 60</td> <td style="text-align: center;">1.75</td> </tr> </table> <p style="text-align: right; margin-right: 20px;">※Sは店舗面積(千㎡) 〔例:店舗面積15,000㎡の場合 65+(2×15)=1.58 60〕</p>	店舗面積10,000㎡未満	10,000㎡以上20,000㎡未満	店舗面積20,000㎡以上	30+5.5S 60	65+2S 60	1.75	<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 10%; text-align: center;">E</td> <td style="width: 90%;"></td> </tr> </table>	E													
店舗面積10,000㎡未満	10,000㎡以上20,000㎡未満	店舗面積20,000㎡以上																			
30+5.5S 60	65+2S 60	1.75																			
E																					

「必要駐車台数」=

A	
---	--

 ×

S	
---	--

 ×

B	0.144
---	-------

 ×

C	
---	--

 ÷

D	
---	--

 ×

E	
---	--

 =

--

○参考事項

最寄り駅の名称		ピーク1時間あたりの自動車来台数	台(A×S×B×C÷D)
店舗からの距離	m	1日あたりの自動車来台数	台(A×S×C÷D)
都市計画法における用途地域		店舗面積	㎡

II. 併設施設の面積合計が当該店舗面積の2割を超えた場合の参考試算

併設施設の割合	指針値との比率式(X:併設施設の割合%)
20～50%	0.010X+0.80
50～80%	0.008X+0.90
80%～	0.002X+1.38

〔 例:併設施設の割合30%の場合
 上記Iの必要駐車台数×(0.01×30+0.8)=併設施設を含む必要駐車台数の最低限の整備目安 〕

「併設施設を含む必要駐車台数」= 台 × (× +) = 台

(別紙6)

荷さばき施設において商品の搬出入を行うための自動車の台数及び荷さばきを行う時間帯

(棟)

時 間 帯	荷さばき施設で搬出入を行う車両台数(台)				(参考) 廃棄物 収集車	平均的な荷さばき処理時間(分)		
	4t車	2t・バン	その他	合 計		4t車	2t・バン	その他
～05:59								
06:00～06:59								
07:00～07:59						荷さばきを行うことができる時間帯		
08:00～08:59						～		
09:00～09:59						荷さばき車スペース(4t車換算)		
10:00～10:59						㎡(台分)		
11:00～11:59						荷さばき待ち車両スペース(4t車換算)		
12:00～12:59						㎡(台分)		
13:00～13:59						備 考		
14:00～14:59								
15:00～15:59								
16:00～16:59								
17:00～17:59								
18:00～18:59								
19:00～19:59								
20:00～20:59								
21:00～21:59								
22:00～								
合 計								

(別紙7)

指 針 に 基 づ く 廃 棄 物 保 管 施 設 容 量 の 算 定

「廃棄物等の保管容量(㎡)」＝「A:1日当たりに廃棄物等の排出予測量(t)」×「B:廃棄物等の平均保管日数」÷「C:廃棄物等の見かけ比重(t/㎡)」

「A:1日当たりに廃棄物等の排出予測量(t)」＝「店舗面積当たりの廃棄物等排出量原単位(t/千㎡)」×「店舗面積(単位千㎡)」

「B:廃棄物等の平均保管日数」→指針で「上記Aで分類した廃棄物等の種類毎に平均保管日数を算定する」とされている。

「C:廃棄物等の見かけ比重(t/㎡)」[参考値]→①紙製廃棄物等 0.10 ②金属製廃棄物等 0.10～0.15 ③ガラス製廃棄物等 0.10～0.30
④プラスチック製廃棄物等 0.01～0.04 ⑤生ごみ等 0.55 ⑥その他の可燃性廃棄物等 0.38

算 定		結 果																													
<p>1 取扱品目等から発生が見込まれる廃棄物等の種類</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>廃棄物の種類</th> <th>備 考</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>① 紙製廃棄物等</td> <td>ダンボール等再資源化の可能なものに限る。</td> </tr> <tr> <td>② 金属製廃棄物等</td> <td>アルミ製、スチール製の缶等を指す。</td> </tr> <tr> <td>③ ガラス製廃棄物等</td> <td>ガラス製の容器等を指す。</td> </tr> <tr> <td>④ プラスチック製廃棄物等</td> <td>飲料容器、食料品のトレイ等を指す。</td> </tr> <tr> <td>⑤ 生ごみ等</td> <td>食料品循環資源の再利用等の促進に関する法律における食料品廃棄物等を指す。</td> </tr> <tr> <td>⑥ その他の可燃性廃棄物等</td> <td></td> </tr> </tbody> </table>		廃棄物の種類	備 考	① 紙製廃棄物等	ダンボール等再資源化の可能なものに限る。	② 金属製廃棄物等	アルミ製、スチール製の缶等を指す。	③ ガラス製廃棄物等	ガラス製の容器等を指す。	④ プラスチック製廃棄物等	飲料容器、食料品のトレイ等を指す。	⑤ 生ごみ等	食料品循環資源の再利用等の促進に関する法律における食料品廃棄物等を指す。	⑥ その他の可燃性廃棄物等		<p>(発生が見込まれる廃棄物の種類に○印を記入)</p> <table border="1"> <tbody> <tr> <td>① 紙製廃棄物等</td> <td></td> </tr> <tr> <td>② 金属製廃棄物等</td> <td></td> </tr> <tr> <td>③ ガラス製廃棄物等</td> <td></td> </tr> <tr> <td>④ プラスチック製廃棄物等</td> <td></td> </tr> <tr> <td>⑤ 生ごみ等</td> <td></td> </tr> <tr> <td>⑥ その他の可燃性廃棄物等</td> <td></td> </tr> </tbody> </table>		① 紙製廃棄物等		② 金属製廃棄物等		③ ガラス製廃棄物等		④ プラスチック製廃棄物等		⑤ 生ごみ等		⑥ その他の可燃性廃棄物等			
廃棄物の種類	備 考																														
① 紙製廃棄物等	ダンボール等再資源化の可能なものに限る。																														
② 金属製廃棄物等	アルミ製、スチール製の缶等を指す。																														
③ ガラス製廃棄物等	ガラス製の容器等を指す。																														
④ プラスチック製廃棄物等	飲料容器、食料品のトレイ等を指す。																														
⑤ 生ごみ等	食料品循環資源の再利用等の促進に関する法律における食料品廃棄物等を指す。																														
⑥ その他の可燃性廃棄物等																															
① 紙製廃棄物等																															
② 金属製廃棄物等																															
③ ガラス製廃棄物等																															
④ プラスチック製廃棄物等																															
⑤ 生ごみ等																															
⑥ その他の可燃性廃棄物等																															
<p>2 店舗面積</p> <p>①店舗面積のうち6,000㎡以下の部分の面積</p> <p>②店舗面積のうち6,000㎡超の部分の面積</p>		<table border="1"> <tbody> <tr> <td>①6,000㎡以下の部分の面積</td> <td>(千㎡)</td> </tr> <tr> <td>②6,000㎡超の部分の面積</td> <td>(千㎡)</td> </tr> </tbody> </table>		①6,000㎡以下の部分の面積	(千㎡)	②6,000㎡超の部分の面積	(千㎡)																								
①6,000㎡以下の部分の面積	(千㎡)																														
②6,000㎡超の部分の面積	(千㎡)																														
<p>3 廃棄物等の平均保管日数</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>廃棄物の種類</th> <th>算 定 根 拠</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>① 紙製廃棄物等</td> <td></td> </tr> <tr> <td>② 金属製廃棄物等</td> <td></td> </tr> <tr> <td>③ ガラス製廃棄物等</td> <td></td> </tr> <tr> <td>④ プラスチック製廃棄物等</td> <td></td> </tr> <tr> <td>⑤ 生ごみ等</td> <td></td> </tr> <tr> <td>⑥ その他の可燃性廃棄物等</td> <td></td> </tr> </tbody> </table>		廃棄物の種類	算 定 根 拠	① 紙製廃棄物等		② 金属製廃棄物等		③ ガラス製廃棄物等		④ プラスチック製廃棄物等		⑤ 生ごみ等		⑥ その他の可燃性廃棄物等		<table border="1"> <thead> <tr> <th colspan="2">廃棄物等の平均保管日数(日)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>① 紙製廃棄物等</td> <td>日</td> </tr> <tr> <td>② 金属製廃棄物等</td> <td>日</td> </tr> <tr> <td>③ ガラス製廃棄物等</td> <td>日</td> </tr> <tr> <td>④ プラスチック製廃棄物等</td> <td>日</td> </tr> <tr> <td>⑤ 生ごみ等</td> <td>日</td> </tr> <tr> <td>⑥ その他の可燃性廃棄物等</td> <td>日</td> </tr> </tbody> </table>		廃棄物等の平均保管日数(日)		① 紙製廃棄物等	日	② 金属製廃棄物等	日	③ ガラス製廃棄物等	日	④ プラスチック製廃棄物等	日	⑤ 生ごみ等	日	⑥ その他の可燃性廃棄物等	日
廃棄物の種類	算 定 根 拠																														
① 紙製廃棄物等																															
② 金属製廃棄物等																															
③ ガラス製廃棄物等																															
④ プラスチック製廃棄物等																															
⑤ 生ごみ等																															
⑥ その他の可燃性廃棄物等																															
廃棄物等の平均保管日数(日)																															
① 紙製廃棄物等	日																														
② 金属製廃棄物等	日																														
③ ガラス製廃棄物等	日																														
④ プラスチック製廃棄物等	日																														
⑤ 生ごみ等	日																														
⑥ その他の可燃性廃棄物等	日																														

(別紙8)

指針に示された内容に係る参考資料(総括表)

I. 駐車需要の充足その他による大規模小売店舗の周辺の地域の住民の利便及び商業その他の業務の利便の確保のために配慮すべき事項

1 駐車場整備計画について

(1) 指針に基づく必要駐車台数
台(算定は別紙5)

(2) 駐車場の収容台数等

図面番号	駐車場名	駐車台数 (うち控除台数)	利用可能 時間帯	構造	1台当り スペース ㎡	備考
		()				
		()				
		()				
合計		()				

(注1) 駐車場の一部を雪の堆積場所として利用するため、一定期間使用できなくなる場合は、その台数を「控除台数」として括弧に記入すること。

(注2) 「構造」欄には平面、地下、自走式、垂直循環式、オペレーターの有無などの区分を記載し、発券ブースがある場合はその旨記載すること。なお、発券ブースがある場合は、指針で示されている「各入口に必要な駐車待ちスペース」に関する資料を提出すること。

(注3) 「備考欄」には、自社所有でない場合、専用でない場合はその旨記載し、また当該駐車場が店舗から離れている場合は店舗からの距離を記入すること。

(3) 冬期間の駐車場内の除排雪について

(4) 従業員駐車場及び複合店舗における複合施設の必要駐車台数について

(5) 駐車場整備にあたっての考え方

2 駐車場の出入口別の入庫処理能力

図面番号	入庫処理能力	備考

(注1) 備考欄には、入庫処理時間及びその積算根拠、必要に応じて入口ゲートの有無などを記載すること。

3 交通整理員の配置

図面番号	人数	配置時間帯	備考

○ 指針上、必要とされる駐車台数(別紙5により算出される台数)を記載してください。

○ 屋外駐車場において、除雪による雪の堆積により収容台数の不足が生じたり、出入口付近の見通しの悪化等、交通安全上の問題が発生しないよう、計画的な雪の搬出やロードヒーティング、凍結路面を歩行者が歩く際の配慮事項等について記載してください。

○ 従業員用の駐車スペースがある場合は、図面に記載してください。また、複合施設において必要とされる駐車台数には、算定根拠を記載してください。また、複合施設であっても、別に駐車台数を必要としない場合は、その理由を記載してください。

○ 駐車場を整備するにあたって、配慮した事項(指針により算定された台数との比較検討、一台当りのスペースについての検討、身障者用駐車スペース及びその配置についての考え方、複合施設で必要とされる台数についての検討等)について、記載してください。

○ 備考欄には、整理員配置にあたっての考え方(配置場所、配置目的等)を記載してください。また、開店日や売り出し日等において、特に配慮事項がある場合は、その旨を記載してください。

4. 駐輪場整備計画
 (1) 駐輪場の収容台数等

図面番号	駐輪場名	駐輪台数	利用可能時間帯	構造	1台当りスペース ㎡	備考
合計						

(注1)「構造」欄には平面、地下、自走式、垂直循環式、オペレーターの有無などの区分を記載すること。

(2) 自動二輪車駐車場の収容台数等

図面番号	駐車場名	駐車台数	利用可能時間帯	構造	1台当りスペース ㎡	備考
合計						

(注1) 上記(1)と同様。

(3) 駐輪場(原動機付自転車を含む)、自動二輪車駐車場の整備にあたっての考え方

○ 駐車場法又は自動二輪車の駐車需要に応じて、駐車場を確保し、その旨を記載してください。

○ 整備にあたって配慮した事項(駐車場法や市町村の関係条例への配慮、配置場所についての考え方等) を記載してください。

5. 荷さばき施設

(1) 施設の状況

図面番号	面積 (㎡)	荷さばき可能時間帯	荷さばき待ちの駐車スペース ㎡
合計			

(2) 荷さばき施設の処理能力等の算出

ピーク時の荷さばき車両数	
上記車両数の算出方法	
処理能力	
上記処理能力の算出方法 (処理時間・同時作業台数)	
荷さばき処理施設の規模に関する考え方	
計画的な搬入などの配慮事項	

○ ピーク時1時間当りの荷さばき車両の台数を記載下さい(×台/時)。

○ 一日当りの搬入計画がある場合は、計画を添付してください。

6 搬出入車両のための出入口

図面番号	専用・共用の別	出入口の利用可能時間帯	備考

7 歩行者の通行の利便の確保、敷地内の安全確保等に関して、特に配慮した事項

8 その他設置者として交通安全、商業としての利便性等、特に配慮した事項

II. 騒音の発生その他による大規模小売店舗の周辺の地域の生活環境の悪化の防止のために配慮すべき事項

1 騒音

(1) 予測結果等(図面番号〇〇、資料番号××参照等)
 <昼間の等価騒音レベル>

予測地点名	用途地域名	地域の類型	適用される環境基準値(昼間)	予測結果	評価

<夜間の等価騒音レベル>

予測地点名	用途地域名	地域の類型	適用される環境基準値(夜間)	予測結果	評価

<夜間の音源ごとの最大値>

予測地点名	音源の種類	区域の区分	適用される規制基準値(夜間)	予測結果	評価

※直近住居で予測する理由

- 搬出入車両には、荷さばき車両・廃棄物運搬車両を含みます。
- 出入口が、来客車両と共用の場合は共用、来客車両が使用しない出入口の場合は、専用と記載してください。

- 歩行者専用通路や駐車場内横断歩道の設置、冬季における凍結路面を歩行者が歩くことに対する安全対策等、歩行者に対して配慮した事項について記載してください。

- 騒音予測結果を、簡潔に示してください。
 また、騒音予測の条件、算出根拠、予測地点・音源の位置等を確認できる資料を添付してください。

音源例(参考)

- 冷暖房(空調)室外機
- 冷凍機室外機
- 排気口
- 駐車場来客自動車走行音
- 自動車ドア開閉音
- 荷捌き・廃棄物車両走行音
- 荷捌き・廃棄物車両後進警報音
- 荷捌き台車走行音
- 荷捌き荷下ろし音
- 廃棄物収集車音
- 外部スピーカー音
- ボイラー運転音
- 自家発電機運転音
- タイヤ交換作業音
- ロードヒーティングボイラー運転音
- キュービクル

- 原則、各音源に最も近い敷地境界を予測地点とします。なお、敷地境界の他に直近住居を予測地点とする場合は、敷地境界での予測結果と直近住居での予測結果を併記するとともに、直近住居でも予測する理由を付記してください。

(2) 騒音問題への一般的対策として講じた事項

(3) 荷さばき作業等小売店舗の営業活動に伴う騒音への対策として講じた事項

(4) 付帯設備及び付帯施設等における騒音対策として講じた事項

(5) 青少年等の蝟集等による騒音を防止するために講じた事項

(6) その他設置者として騒音対策に関連する対応方を講じた事項

2 廃棄物等

(1) 指針による廃棄物保管施設容量の算定結果及び設置容量
指針による容量 m^3 (算定根拠別紙7)
設置容量 m^3

(2) 廃棄物等の保管場所の位置及び構造等に関して対策を講じた事項

(3) 廃棄物等の運搬・処理に関して対策を講じた事項

(4) 廃棄物の減量化及びリサイクル等に関して配慮した事項

(5) 調理臭や悪臭の発散防止に関して配慮した事項

(6) その他設置者として廃棄物等に関連する対応方を講じた事項

3 街並みづくり等への配慮等として講じた事項

4 防災対策への協力などに対して配慮した事項

5 防犯対策への協力などに対して配慮した事項

※ その他の地域貢献活動の取組内容(「北海道地域商業の活性化に関する条例」に基づく記載事項)

○ 特に、深夜・早朝における駐車場出入口の施錠、警備員の巡回等青少年の蝟集等による騒音の防止に 対して配慮した事項について記載してください。

○ 指針上、必要とされる保管容量(別紙7により算出される容量)を記載してください。

○ 廃棄物等の量の検討、悪臭防止についての検討、屋内設置の場合の構造等の検討、屋外設置の場合の立地状況・構造の検討等、設置に当たって配慮した事項を記載してください。

○ 運搬頻度、搬出の際の騒音・悪臭対策、店舗内関係者及び関係事業者に対する適切な運搬・処理作業の指示等配慮した事項について記載してください。

○ 牛乳パック・食品トレー等の回収、買い物袋の持参、生ゴミの肥料化等、小売業者、小売以外の事業者、買物客、地域住民、行政等の間でリサイクル・廃棄物の減量化のために取り組んでいる事項について記載してください。

○ 換気扇・排気口等に悪臭原因物を取り除く機器を設置するなど調理臭や悪臭の発散防止として配慮した事項について記載してください。

○ 街並みづくりに関する公的計画に協力する事項、屋外照明・広告塔等を設置する場合の周辺住民への配慮事項について記載してください。景観法の制定に伴い、景観地区等ではその内容に建築計画を合致させてください。

○ 地方公共団体からの災害時の避難場所としての駐車場等の使用、生活物資や医薬品の供給等の協力要請があった場合の対応について記載してください。

○ 適切な照明の設置や警備員の巡回など地域の防犯や青少年の非行防止の対策への協力として配慮した事項について記載してください。

○ 指針に示されている配慮すべき事項以外の地域貢献活動について、「北海道地域貢献活動指針」を参考に、その内容を記載してください。
(「北海道地域商業の活性化に関する条例」に定める特定小売事業施設は、地域貢献活動計画書の写しの添付も可)

Ⅲ. 関係行政機関との協議状況

関係行政機関名	協議の時期、協議内容、対応方針等
公安委員会 (警察)	
地元市町村	
道路管理者	
その他関係機関	

(注1)各関係機関との事前協議の状況について、時期、相手方、協議の内容、今後の対応方針等について記載すること。

- 協議を行った年月日、相手方について記載してください。協議内容について、具体的に記載するとともに、指摘のあった事項については、設置者としてどのように配慮、または対応するのか記載してください。
- 小中学校への登下校ルートが周辺地域に設定されている場合は、教育委員会、学校と協議してください。

届出書等記載方法(変更)

(別紙9)

様式第2(規則第6条関係)

※受理年月日	年 月 日
※受理番号	
※備考	

変更届出書

平成 年 月 日

北海道知事 様

氏名又は名称及び法人に
あつてはその代表者の氏名住所

大規模小売店舗立地法第6条第1項の規定により、下記のとおり届け出ます。

記

- 1 大規模小売店舗の名称及び所在地
- 2 変更した事項
(変更前)
(変更後)
- 3 変更の年月日
- 4 変更する理由

(備考) 1 この用紙の大きさは、日本工業規格A4とすること。
2 ※印の項は記載しないこと。

- 届出書を発信する日を記載してください。なお、届出日は、行政手続法第37条の規定に基づき法に定められた用件を具備した書類が、届出先に到達した日となります。
- 設置者が複数いる場合は、連名とし、全員の氏名又は名称及び住所並びに法人にあつては代表者の氏名を記載してください。
- 地番が複数ある場合は、建物の所在地に係る全ての地番を記載するか、若しくは、最も大きな部分を占める地番を記載し、「×番○号ほか」と記載してください。

(別紙10)

様式第3(規則第7条関係)

※受理年月日	年 月 日
※受理番号	
※備考	

変更届出書

平成 年 月 日

北海道知事 様

氏名又は名称及び法人に
あつてはその代表者の氏名住所

大規模小売店舗立地法第6条第2項の規定により、下記のとおり届け出ます。

記

- 1 大規模小売店舗の名称及び所在地
- 2 変更しようとする事項
(変更前)
(変更後)
- 3 変更する年月日
- 4 変更する理由

(備考)1 この用紙の大きさは、日本工業規格A4とすること。
2 ※印の項は記載しないこと。

- 届出書を発信する日を記載してください。なお、届出日は、行政手続法第37条の規定に基づき法に定められた用件を具備した書類が、届出先に到達した日となります。
- 設置者が複数いる場合は、連名とし、全員の氏名又は名称及び住所並びに邦人にあつては代表者の氏名を記載してください。
- 地番が複数ある場合は、建物の所在地に係る全ての地番を記載するか、若しくは、最も大きな部分を占める地番を記載し、「×番○号ほか」と記載してください。
- 8カ月制限のかかる事項は、届出日から8カ月以降の日付を記載してください。

第2 既存店の変更の場合

- 1 「大規模小売店舗における小売業の事業活動の調整に関する法律（大店法）」に基づく届出・調整を行い、大規模小売店舗立地法（以下「法」という。）法施行時（平成12年6月1日）に既に開店している店舗及び平成13年1月31日までに開店・増床などの変更を行った店舗で法の基準面積を超える大規模小売店舗（以下「既存店」という。）は、法施行時の状況で小売業を行う限り、法に基づく手続きを行う必要はありません（農協・生協等についても同様の扱いとなります）。

ただし、以下の点に留意してください。

○通常の変更届で届出を要さない変更とされている場合であっても届出が必要となります。

既存店には、法第6条第2項のただし書きは適用されません。

例えば、閉店時刻を午後9時から午後8時に繰上げた場合であっても、法附則第5条第1項の手続きが必要となります。

①法施行時に一部テナントが退店している場合

一時的に空き店舗となっている場合で、設置者として引き続き恒常的に店舗として使用しようとする場合には、店舗面積に含まれます。

なお、具体的な事例ごとにそれぞれ判断する必要がありますので総合振興局又は振興局にご相談ください。

②大店法第9条による閉店時刻の届出を行っている場合（午後8時以降の場合）

○原則として当該時刻が現行の閉店時刻とみなされます。

○軽微変更の取扱い

年60日以内に限り1時間を加えた時刻までの大店法での「軽微変更」については、法施行前1年間の営業実績（4半期以上1年未満の営業実績の場合は、日割案分）が、現行の閉店時刻に組み込まれます。

ただし、経過措置期間内に開店した場合は、軽微変更は認められません。

○届出内容と実際の閉店時刻が違う場合

本来、届出内容と実際の営業活動の内容が一致していなければなりません。例えば、大店法第9条の届出により、閉店時刻を午後9時として届出されていても実際は午後8時で閉店しているような場合は、法施行後の閉店時刻は、実績である午後8時を法施行時の閉店時刻とみなします（既得権のような考え方はありません）。

③大店法第9条による閉店時刻の届出を行っていない場合（午後8時以前、農協・生協の場合）

○法施行前1年間の実績が、法施行後の基礎時刻となります。

大店法の手続きを要しない閉店時刻（午後8時+軽微変更の範囲内）で営業していた場合や農協・生協の場合にあつては、法施行前の1年間（平成11年6月1日から平成12年5月31日まで）の実績が法施行時の閉店時刻となります。

○時期によって閉店時刻が異なる場合

ある時刻で閉店する日が年間60日超の場合には、その時刻を現行の閉店時刻と考え、それ以下の場合には、年60日分その時刻で閉店しているものとみなします。

例えば、通常午後7時30分で年間40日間は午後8時だった場合には、「午後7時30分、ただし年間60日に限り午後8時」となります。

○閉店時刻の変更時点から法施行までに1年が経過していない場合

その期間における状況から、1年間そのペースで営業を続けた場合の状況を類推することとなります。

④開店時刻の場合

上記②と同様の考え方となります。

⑤確認できる書類の保存をお願いします。

上記①～④のとおり、開店時刻及び閉店時刻については、法施行前の実績を元に申告していただくこととなりますので、平成11年6月1日から平成12年5月31日まで（又は直近の暦年並びに年度）の営業実績を記録した書類の保存をお願いします。

2 法施行後に、届出事項の変更を行う場合は、法附則第5条第1項による変更の届出が必要です。

(1) 法に基づく手続きが必要となる変更

既存店が法施行後に、法第5条第1項第4号から第6号に該当する事項のうち、どれか一つでも変更を行おうとするときには、法附則第5条第1項の規定に基づく届出が必要です。

既存店は、この変更の届出を行った時点で、大規模小売店舗立地法の枠組みに組み込まれることとなります。

○店舗面積の合計の変更（法第5条第1項第4号に該当する事項）

○施設の配置に関する事項の変更（法第5条第1項第5号に該当する事項）

○施設の運営に関する事項の変更（法第5条第1項第6号に該当する事項）

この届出は、法第6条第2項の届出とみなされますが、同条ただし書きの適用はありません。

(2) 上記(1)以外の変更について

既存店が、「大規模小売店舗の名称・所在地」、「大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名等」のみ変更を行う場合には、届出の必要はありませんが、テナントの入替えにより小売業者の氏名等変更を行う場合などは、事前に相談窓口までご相談ください。

(3) 法施行時に店舗面積の合計が1千㎡以下の店舗について

法律上、大規模小売店舗ではありませんので、法施行後、店舗面積の合計を1千㎡超とする場合には、あらためて法第5条第1項の届出（新設）が必要となります。

3 届出事項

変更しようとする事項のほか、法第5条第1項、第2項又は第4号から第6号までに掲げる事項で変更しない事項についてもすべて届出を行うことになっています。

※ ただし、変更に係るもの以外の事項については、説明会、住民等の意見など一連の手続きの対象とはなりません。

※ 変更に係るもの以外の事項については、法律上、説明会の対象としておりませんが、住民等からの質問等に対し、社会通念上合理的な範囲内において誠実に対応することが望ましいことは言うまでもありません。

4 届出書及び添付書類の記載方法について

法第5条第1項の届出とほぼ同様の書類を作成することとなります。

変更の内容により「変更前」の状況を記載した書類のほか、「変更後」の状況を記載した書類を作成し、新旧対照となるようにしてください。

なお、法施行前の1年間（平成11年6月1日から平成12年5月31日まで）につき、時期により開店時刻及び閉店時刻が異なる場合は、その状況がわかる書類を添付するか（別紙15）を参考に書類を作成して申告してください。

5 法附則第5条第1項に基づく変更後に届出事項の変更を行おうとするとき

法附則第5条第1項に基づく変更の手續・変更を行った後、届出事項の変更を行おうとするときには、法第6条第1項又は第2項による通常の手続きを行うこととなります。

※受理年月	年 月 日
※受理番号	
※備考	

大規模小売店舗を設置している者の変更事項届出書

北海道知事 様
平成 年 月 日

氏名又は名称及び法人に
あつてはその代表者の氏名住所

大規模小売店舗立地法附則第 5 条第 1 項の規定により、下記のとおり届け出ます。

記

1 大規模小売店舗の名称及び所在地	名 称		
	所在地		
2 変更しようとする事項		変 更 前	変 更 後
(1) 大規模小売店舗内の店舗面積の合計		m ²	m ²
(2) 大規模小売店舗の施設の配置に関する事項	① 駐車場の位置及び収容台数	位置 (図面番号)	(図面番号)
		台数	台
	② 駐輪場の位置及び収容台数	位置 (図面番号)	(図面番号)
		台数	台
	③ 荷さばき施設の位置及び面積	位置 (図面番号)	(図面番号)
		面積	m ²
	④ 廃棄物等の保管施設の位置及び容量	位置 (図面番号)	(図面番号)
		容量	m ³
(3) 大規模小売店舗の施設の運営方法に関する事項	① 大規模小売店舗において小売業を行う者の開店時刻及び閉店時刻	開店時刻 時 分	開店時刻 時 分
		閉店時刻 時 分	閉店時刻 時 分
	② 来客が駐車場を利用することができる時間帯	時 分から 時 分まで	時 分から 時 分まで
	③ 駐車場の自動車の出入口の数及び位置	位置 (図面番号)	(図面番号)
数		箇所	
④ 荷さばき施設において荷さばきを行うことができる時間帯	時 分から 時 分まで	時 分から 時 分まで	

3 変更する年月日 平成 年 月 日

4 上記 2 の変更に係るもの以外の事項

大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

(備考) 1 (2)の①～④に係る位置については、別添図面に記載すること。

2 この用紙の大きさは、日本工業規格 A 4 とすること。

3 ※印の欄は記載しないこと。

○ 届出書を発信する日を記載してください。なお、届出日は、行政手続法第 37 条の規定に基づき法に定められた要件を具備した書類が、届出先に到達した日となります。

○ 設置者が複数いる場合は、連名とし、全員の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名を記載してください。

○ 地番が複数ある場合は、建物の所在地に係る全ての地番を記載するか、若しくは、最も大きな部分を占める地番を記載し、「×番〇号ほか」と記載してください。

○ 整数値 (小数点第 1 位を四捨五入してください。以下同様とします。)

○ 店舗用の来客自動車用駐車場台数を記載してください (従業員用は含めないでください。また、複合店舗の場合で、駐車場を共用しており、明確な区分ができない場合等については、総合振興局又は振興局に相談してください。)

○ 整数値

○ 整数値

○ 店舗によって異なり、書ききれない場合は別様とし、資料番号を記載してください。また、閉店時刻が深夜午前 0 時以降に及ぶ場合は「翌午前 時 分」とし、24 時間営業の場合は、「24 時間営業」と記載してください。

○ 駐車場によって異なり、書ききれない場合は別様とし、資料番号を記載してください。また、利用可能時間帯が深夜午前 0 時に及ぶ場合は「翌午前 時 分」とし、24 時間利用できる場合は、「24 時間」と記載してください。

○ 出庫のみ (出口)、入庫のみ (入口) がある場合は、出口×箇所、入口△箇所、出入口◎箇所、のように記載してください。

○ 8 カ月制限のかかる事項は、届出日から 8 カ月以降の日付を記載してください。

○ 複数あり書ききれない場合は別紙 2 に記載してください。

(別紙12)

添付書類	添付の有無		ページ
	変更前	変更後	
1 設置者・小売業者の状況			
① 設置者の登記事項証明書			
② 小売業の状況			
2 建物の位置・店舗の配置等			
① 店舗面積内訳表			
② 広域見取図			
③ 周辺見取図			
④ 施設配置図			
⑤ 平面図・求積図・求積表			
⑥ 立面図・側面図			
⑦ 建物完成予定図			
3 自動車台数の予測			
① 必要駐車台数の算定			
② 交通対策に関する検討			
③ 駐車場に案内する経路（広域経路図）			
④ 駐車場に案内する経路（周辺経路図）			
⑤ 交通環境配置図			
4 荷さばき施設における搬出入車両台数・荷さばき時間帯			
5 騒音の予測			
① 騒音対策に関する検討			
② 騒音源騒音予測地点位置図（昼間・夜間）			
③ 遮音壁の位置及び高さ			
④ 冷却塔、室外機又は送風機の稼動時間帯及び位置			
⑤ 用途地域区分図			
⑥ 騒音規制法に基づく規制地域図			
6 廃棄物等の予測			
7 その他			
① 指針に示された内容に係る 参考資料（総括表）			
② 全体スケジュール表			

(備考) 1 この用紙の大きさは、日本工業規格A4とすること。
 2 「添付の有無」欄は○×を記載すること。
 3 添付書類や図面には一連番号（ページ）を付すこと。

添付を省略する資料番号とその理由

(別紙13)

法附則第5条第1項関係

法施行後における小売業者の氏名等変更状況

1 平成12年6月1日以降（経過措置期間内に旧法により新設又は店舗面積の合計を増加した建物については、その日以後）に氏名等を変更した小売業者

番号	大店法の届出	小売業者名	代表者職・氏名	住 所	軽微増床面積	店舗面積	主たる販売品目	変更した年月日
1	有・無							
2	有・無							
3	有・無							

2 変更後の小売業者の状況

図面番号	小売業者名	変更前の小売業者 (上記1の番号記入)	変更年月日 (または入店日)	変更の理由	店舗面積	備 考

- ※ 法施行後の小売業者の氏名変更等の状況を記載すること。
- ※ 経過措置期間…平成12年6月1日から平成13年1月31日までの期間

(別紙14)

法施行前における開店時刻及び閉店時刻の実績
(※特定の時期の開店時刻又は閉店時刻が、通常の日と異なる場合に作成)

1 旧法による閉店時刻の届出

旧法による閉店時刻の届出をした小売業者名	
旧法による閉店時刻の届出内容(該当する項目に○)	有(午時分但し、年間日に限り午時分) 無(午後8時以前)
法施行後入替えにより店舗面積を引継いだ小売業者名(複数名の場合は、別に一覧を作成してください)	

2 法施行前1年間(平成11年6月1日から平成12年5月31日まで)の営業実績
(又は法施行直近の暦年あるいは年度における1年間の実績)

(1) 開店時刻の実績(月別表の集計を記入してください)

時刻	実績日数	(該当する項目に○)			備考
		通常			
午時分	年間日				
午時分	年間日				
午時分	年間日				

(2) 閉店時刻の実績(月別表の集計を記入してください)

時刻	実績日数	(該当する項目に○)			備考
		通常	軽微変更		
午時分	年間日				
午時分	年間日				
午時分	年間日				

- ※ 「大店法」とは、「大規模小売店舗における小売業の事業活動の調整に関する法律」をいう。
- ※ 「大店法による閉店時刻の届出」とは、旧法第9条第1項(閉店時刻)、同第3項(閉店時刻繰下げ)及び第12条第1項(閉店時刻繰上げ)による届出(訂正願)で最後になされたものを言う。
なお、大店法による届出より、早く閉店した場合は、実際の閉店時刻を記入すること。
- ※ 「軽微変更」とは、旧法施行規則第10条第5項による年60日以内に限り1時間を加えた時刻までの閉店時刻の繰下げをいう(経過措置期間内に小売業の新設をした者には適用がない)。
- ※ 小売業を行う者ごとに記入すること(なお、複数の者で実績が同じ場合には、各小売業者名欄に「株式会社○○○外10者」のように記入し、一括して記入すること)
- ※ 月別表は、同様の内容を記載した資料がある場合は、代替可。

(別紙15)

※ 記入例
(平成12年2月)

開店及び閉店時刻		該 当 日	延べ日数	備 考
1	午前10時30分 午後 8時00分	下記以外の日	20	通常の日
2	午前10時30分 午後 9時00分	5、6、12、13、19、20、26、 27	8	軽微変更
3	午前 8時30分 午後 8時00分	11	1	売り出し (朝市)

※ 法施行前の1年間、又は直近の暦年あるいは年度における1年間の実績を月別に記入すること。
(他に実績を記載した資料があれば、代替可)

第3 届出事項別の提出書類一覧

大規模小売店舗の新設、変更等に関する届出事項、届出時期、届出部数等については、次の一覧表のとおりです。

事 項	根拠法令	届出時期	提出部数	届 出 事 項	様式等	添 付 書 類
新 設	法第5条 第1項	開店予定 日の8月 前	正本1部 副本14部	1 大規模小売店舗の名称及び所在地 2 大規模小売店舗を設置する者及び当該大規模 小売店舗において小売業を行う者の氏名又は 名称及び住所並びに法人にあっては代表者の 氏名 3 大規模小売店舗の新設をする日 4 大規模小売店舗内の店舗面積の合計 5 大規模小売店舗の施設の配置に関する事項 ① 駐車場の位置及び収容台数 ② 駐輪場の位置及び収容台数 ③ 荷さばき施設の位置及び面積 ④ 廃棄物等の保管施設の位置及び容量 6 大規模小売店舗の施設の運営方法に関する 事項 ① 大規模小売店舗において小売業を行う者 の開店時刻及び閉店時刻 ② 来客が駐車場を利用することができる 時間帯 ③ 駐車場の自動車の出入口の数及び位置 ④ 荷さばき施設において荷さばきを行う ことができる時間帯	法施行規 則第3条 第3項に よる様式 第1	○添付書類一覧表(目次) 1 設置者・小売業者の状況 ① 設置者の登記事項証明書 (設置者が個人のと看、住民基本台帳法の規定に よる確認) ② 小売業の状況 2 建物の位置・店舗の配置等 ① 店舗面積内訳表 ② 広域見取図 ③ 周辺見取図 ④ 施設配置図 ⑤ 平面図・求積図・求積表 ⑥ 立面図・側面図 ⑦ 建物完成予定図 3 自動車台数の予測 ① 必要駐車台数の算定 ② 交通対策に関する検討 ③ 広域経路図 ④ 周辺経路図 ⑤ 交通環境配置図 4 荷さばき施設における搬出入車両台数・荷捌き 時間帯 5 騒音の予測 ① 騒音対策に関する検討 ② 騒音源・騒音予測地点位置図 ③ 遮音壁の位置及び高さ ④ 冷却塔・室外機・送風機の稼働時間帯・位置図 ⑤ 用途地域区分図 ⑥ 騒音規制法に基づく規制地域図 6 廃棄物等の予測 7 その他 ① 指針に示された内容に係る参考資料(総括表) ② 全体スケジュール
変 更 法第5条第 1項又は 第2号に 掲げる事 項の変更	法第6条 第1項	変更後、 遅滞なく	正本1部 副本6部	店舗の名称・所在地、設置者又は小売業者の氏 名・名称・住所・法人の代表者の氏名に変更が あったとき 1 大規模小売店舗の名称及び所在地 2 変更した事項(変更前と変更後) 3 変更の年月日 4 変更する理由	法施行規 則第6条 第1項に よる様式 第2	設置者の変更: 登記事項証明書等(変更した事項及び 変更年月日の事実が確認できるもの) 小売業者の変更: 小売業の状況 (小売業者の面積変更を伴う場合は平面図・求積図)

事 項	根拠法令	届出時期	提出部数	届 出 事 項	様式等	添 付 書 類
変 更 〔法第5条第3号から掲げの事項の変更〕	法第6条第2項	変更予定日前(6号の変更は「8月前」を適用しない)	正本1部 副本14部	店舗面積・施設の配置・施設の運営事項に変更があるとき 1 大規模小売店舗の名称及び所在地 2 変更しようとする事項(変更前と変更後) 3 変更する年月日 4 変更する理由 <届出不用の範囲>法施行規則第7条 ・変更が一時的なもの 一時的な変更とは、通常予測すること 〔が困難な状況変化に対応するため、あるいは特別な地域行事等が行われる時期において対応を図るための仮の変更をいう。〕 例：事故や災害時の開閉店時刻の変更、特別な地域行事が行われる際の開閉店時刻の変更、道路工事に伴う駐車場出入口等の変更等 ・新設をする日の繰下げ ・道が「意見なし」通知をした場合に、意見なし通知後の新設日の繰上げ ・店舗面積の合計の減少 ・変更後の店舗面積の合計が基礎面積の1割もしくは1,000㎡のどちらか少ない面積を加えた面積を超えないもの。 ・駐車場、駐輪場の収容台数の増加 ・荷さばき施設の面積の増加 ・廃棄物等保管施設の容量の増加 ・小売業者の開店時刻の繰下げ又は閉店時刻の繰上げ	法施行規則第7条による様式第3	変更内容により法第5条第1項(新設)に準じて、変更前と変更後について添付
廃 止	法第6条第5項	店舗面積を1,000㎡以下とす(事前)	正本1部 副本2部	1 大規模小売店舗の名称及び所在地 2 廃止前の店舗面積の合計 3 廃止後の店舗面積の合計 4 店舗面積の合計が1,000㎡以下となる日 5 変更する理由	法施行規則第9条による様式第4	1,000㎡以下で営業を続ける場合は、変更後の平面図・求積図
承 継	法第11条第3項	承継後、遅滞なく	正本1部 副本2部	1 大規模小売店舗の名称及び所在地 2 大規模小売店舗の譲渡、相続、合併又は分割があった年月日 3 大規模小売店舗の譲渡、相続、合併又は分割前に届出をした者の氏名又は名称及び住所 4 大規模小売店舗の譲渡、相続、合併又は分割の理由 5 大規模小売店舗内の譲渡、相続、合併又は分割に係る店舗面積	法施行規則第19条による様式第7	譲渡、相続、合併又は分割の事実を証する書類

事 項	根拠法令	届出時期	提出部数	届 出 事 項	様式等	添 付 書 類
既存店の 変更 〔法第5条第1項から第4号に掲げる事項の変更〕	法附則第5条第1項	変更予定日の8日前（第6号の変更は「8月前」を適用しない）	正本1部 副本14部	旧法（大店法）届出店に変更があるとき 1 大規模小売店舗の名称及び所在地 2 変更しようとする事項（変更前と変更後） 3 変更する年月日 4 変更に係るもの以外の事項 ※法第6条第2項のただし書きは適用されない。	法施行規則第20条による様式第8	変更内容により法第5条第1項（新設）に準じて、変更前と変更後について添付
軽微な変更の申出	法施行規則第8条	届出予定日の2週間前まで	総合振興局 又は振興局 と協議	1 大規模小売店舗の名称及び所在地 2 届出（予定）年月日 3 変更の内容 ① 変更しようとする事項（変更前・変更後） ② 変更（予定）年月日 ③ 変更する理由 4 当該変更が軽微であるとする理由	道の手続要領の第3の3（1）による別紙様式1	変更の内容を示す図面（変更前後の配置図等）
説明会開催予定報告		説明会の10日前まで	総合振興局 又は振興局 と協議	1 大規模小売店舗の名称、所在地 2 開催日時 3 開催場所（会場名、所在地） 4 周知方法 5 地元市町村との協議状況 6 その他	道の手続要領第5の2による別紙様式5	説明会で使用する予定の資料
掲示による説明実施申出	法施行規則第11条第2項	届出予定日の2週間前まで	総合振興局 又は振興局 と協議	1 大規模小売店舗の名称及び所在地 2 届出（予定）年月日 3 変更の内容 ① 変更しようとする事項（変更前・変更後） ② 変更（予定）年月日 ③ 変更する理由 4 法第7条第1項の説明会開催を行わない理由（周辺の地域の生活環境に与える影響がほとんどないとする理由） 5 説明会に代わって届出等の要旨を掲示する場所等	道の手続要領の第5の5（1）による別紙様式7	掲示場所を示す図面
説明会開催結果報告		説明会開催後2週間以内	総合振興局 又は振興局 と協議	1 大規模小売店舗の名称及び所在地 2 開催日時 3 開催場所 4 出席者 5 議事の概要 6 陳述意見等の概要 7 上記6に対する設置者側の応答 8 その他	道の手続要領の第5の6による別紙様式11	説明会で配布した資料

事項	根拠法令	届出時期	提出部数	届出事項	様式等	添付書類
掲示による説明実施状況報告		掲示による説明実施開始後遅滞なく	総合振興局局又は協議	1 大規模小売店舗の名称及び所在地 2 掲示による説明開始日 3 掲示箇所数及び掲示場所 4 その他	道の手続第5の6による別紙様式12	・掲示場所を示す図面 ・掲示の写し ・掲示状況の写真
掲示による説明結果報告		掲示による説明終了後遅滞なく	総合振興局局又は協議	1 大規模小売店舗の名称及び所在地 2 掲示による説明期間 3 掲示期間中に述べられた意見等 4 上記3に対する対応状況	道の手続第5の6による別紙様式13	
説明会開催不能届出	法施行規則第13条	説明会開催を予定していた日から1週間以内	総合振興局局又は協議	1 大規模小売店舗の名称及び所在地 2 説明会を開催できない理由 3 説明会に代えて届出等の内容を周知する方法	道の手続第5の7(1)による別紙様式14	
道の意見を踏まえた届出(または通知)	法第8条第7項	道の意見通知後1年以内(法第5条1項第6号に掲げる事項については2月以内)	正本1部 副本13部	<変更する旨の届出> 1 大規模小売店舗の名称及び所在地 2 変更しようとする事項(変更前・変更後) 3 変更する理由	法施行規則第16条による様式第5	変更内容により法第5条第1項(新設)に準じて、変更前と変更後について添付
			総合振興局局又は協議	<変更しない旨の通知> 1 大規模小売店舗の名称及び所在地 2 変更しない理由	道の手続第6の3(3)による別紙様式22	変更しない理由の根拠
道の勧告を踏まえた届出	法第9条第4項	勧告を受けてから2月以内	正本1部 副本13部	<変更する旨の届出> 1 大規模小売店舗の名称及び所在地 2 変更しようとする事項(変更前・変更後) 3 変更する理由	法施行規則第18条による様式第6	変更内容により法第5条第1項(新設)に準じて、変更前と変更後について添付
報告徴収	法第14条第1項、第2項				道の手続第8による別紙様式27	

第Ⅴ 北海道大規模小売店舗立地法手続要領

北海道大規模小売店舗立地法手続要領

平成15年	7月31日
地産第400号	
一部改正	
平成15年	12月19日
平成17年	8月1日
平成19年	7月31日
平成21年	4月1日
平成22年	4月1日
平成23年	6月1日
平成30年	4月1日

第1 趣旨

この要領は、北海道（札幌市域及び北斗市域を除く）における大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号。以下「法」という。）に基づく届出等に係る事項について、法、大規模小売店舗立地法施行令（平成10年政令第327号）、大規模小売店舗立地法施行規則（平成11年通商産業省令第62号。以下「規則」という。）に定めるもののほか、必要な事項を定め、法の適正かつ円滑な運用を図ることを目的とする。

第2 定義

この要領において使用する用語の定義は、それぞれ次の各号に定めるところによる。

(1) 市町村

届出に係る大規模小売店舗の所在地の属する市町村をいう。

(2) 総合振興局又は振興局

前号の市町村の所在する総合振興局又は振興局産業振興部商工労働観光課をいう。

(3) 関係行政機関

届出の内容が実施されることにより影響が生じることが予想される交通渋滞、交通安全、騒音、廃棄物、まちづくり等に関連する関係法令等を所管する公安委員会、道路管理者、市町村等の行政機関をいう。

(4) 審議会

北海道大規模小売店舗立地審議会条例（平成12年北海道条例第17号）で設置された北海道大規模小売店舗立地審議会をいう。

第3 届出等

1 事前説明

- (1) 法第5条第1項、法第6条第2項及び法附則第5条第1項の規定による届出を行おうとする者は、当該届出を予定する日の2か月前までに、総合振興局又は振興局及び関係行政機関に対し、「届出書案（届出書及び添付書類として提出を予定している書類）」により新設又は変更計画の内容を説明するよう努めること。
- (2) 総合振興局又は振興局に対する説明は、届出書案を2部提出して行うものとする。

2 届出書等の提出先及び提出部数

- (1) 届出書等（届出書及び添付書類）の提出先は総合振興局又は振興局とする。
- (2) 届出書等は、正本1部、副本として次の部数を提出するものとする。

ア	法第5条第1項の規定による届出	14部
イ	法第6条第1項の規定による届出	6部
ウ	法第6条第2項の規定による届出	14部
エ	法第6条第5項の規定による届出	2部
オ	法第8条第7項の規定による届出	13部
カ	法第9条第4項の規定による届出	13部
キ	法第11条第3項の規定による届出	2部
ク	法附則第5条第1項の規定による届出	14部

3 軽微な変更

- (1) 規則第8条に規定する軽微な変更を行おうとする者は、事前説明に努め、届出を予定する日の2週間前までに総合振興局又は振興局に別紙様式1により申出するものとする。
- (2) 総合振興局又は振興局は、前項の申出があったときは、市町村から申出の内容について別紙様式2により意見を聴いたうえで、申出者に対し、届出を予定する日までに軽微な変更と認める旨又は認めない旨の通知を別紙様式3-1又は3-2により行うものとする。
また、市町村に対し、当該申出について判断した結果を別紙様式4により通知するものとする。

第4 公告及び縦覧

- 1 公告（法第7条第2項に掲げる公告を除く。）は、本庁経済部地域経済局中小企業課のホームページへの掲載により行う。
- 2 縦覧の場所は、総合振興局又は振興局及び本庁経済部地域経済局中小企業課とする。
また、法第5条第1項、法第6条第2項及び法附則第5条第1項の届出については、市町村の協力が得られる場合は市町村においても縦覧する。

第5 説明会の開催等

- 1 法第7条第1項に規定する説明会を開催しようとする者（以下「説明会開催者」という。）は、開催日時、開催場所、周知方法等（以下「開催方法等」という。）について、総合振興局又は振興局及び市町村の意見を聴くよう努めるものとする。
- 2 説明会開催者は、開催方法等を決定した場合は、説明会開催の日の10日前までに総合振興局又は振興局及び市町村へ別紙様式5により報告するものとする。
- 3 総合振興局又は振興局は、法施行規則第11条第1項のただし書きの規定に基づき2回以上の回数を指定する場合は、届出後2週間以内に説明会開催者に別紙様式6により通知するものとする。
- 4 法第7条第2項に規定する説明会の開催の公告は、次のいずれかの方法により行うものとする。
 - (1) 市町村内で購読される時事に関する事項を掲載する主要な日刊新聞紙に、当該説明会開催案内を掲載すること。
 - (2) 市町村内で購読される時事に関する事項を掲載する主要な日刊新聞紙に、当該説明会開催案内のちらしを折り込み広告すること。
 - (3) その他総合振興局又は振興局が適当と認める方法。
- 5 掲示による説明
 - (1) 説明会開催者は、規則第11条第2項の規定に基づき説明会に代えて掲示で説明を行おうとする場合は、原則として届出を予定する日の2週間前までに総合振興局又は振興局に別紙様式7により申出するものとする。
 - (2) 総合振興局又は振興局は、前号の申出があったときは、市町村から申出の内容について別紙様式8により意見を聴いたうえで、申出者に対し、届出を予定する日までに説明会を開催する必要がないと認める旨又は認めない旨の通知を別紙様式9-1又は9-2により行うものとする。
また、市町村に対し、当該申出について判断した結果を別紙様式10により通知するものとする。
 - (3) 掲示による説明に当たっては、別紙掲示例を参考に当該店舗の所在する敷地内の見やすい場所に、掲示による説明を認める通知があった日以降から縦覧が終了するまでの間掲示すること。
- 6 説明会開催者は、説明会開催後2週間以内に総合振興局又は振興局及び市町村に対し、

その結果を別紙様式 1 1 により報告するものとする。

なお、前項の規定により説明会に代えて掲示による説明を行った場合には、当該掲示の内容を別紙様式 1 2 により又掲示終了後に掲示期間内に述べられた意見等を別紙様式 1 3 によりそれぞれ総合振興局又は振興局及び市町村に遅滞なく報告するものとする。

7 説明会が開催できないと認める場合

(1) 説明会開催者は、規則第 1 3 条第 1 項に定める事由により説明会を開催できない場合は、届出内容の周知方法等について市町村と協議に努め、説明会開催を予定していた日から 1 週間以内に総合振興局又は振興局に別紙様式 1 4 により申出するものとする。

(2) 総合振興局又は振興局は、前号の申出があったときは、申出者に対し、申出の日から 1 週間以内に承認の可否の通知を別紙様式 1 5 - 1 又は 1 5 - 2 により行うものとする。

また、市町村に対し、当該申出について判断した結果を別紙様式 1 6 により通知するものとする。

第 6 道意見等

1 市町村意見

法第 8 条第 1 項に規定する市町村への通知及び意見聴取は、別紙様式 1 7 により行うものとする。

2 住民等意見

法第 8 条第 2 項の規定に基づき意見書を提出する者は、別紙様式 1 8 により総合振興局又は振興局へ提出するものとする。

3 道意見

(1) 総合振興局又は振興局は、法第 8 条第 4 項の規定により道の意見を有する場合には別紙様式 1 9 により、道の意見を有しない場合には別紙様式 2 0 により当該届出者に通知するものとする。

また、市町村に対し、当該届出者に通知した意見の内容について別紙様式 2 1 により通知するものとする。

(2) 総合振興局又は振興局は、道の意見を述べる旨又は述べない旨の決定を行う場合、審議会に諮問し、意見を聴くものとする。

(3) 法第 8 条第 7 項の規定により道の意見を踏まえて当該届出を変更する旨の届出をしようとする者は、規則第 1 6 条に定める様式に当該変更に係る書類を添付して総合振興局又は振興局へ届出するものとする。

また、道へ変更しない旨の通知をしようとする者は、別紙様式 2 2 により総合振興局又は振興局へ通知するものとする。

(4) 前号の届出又は通知は、当該道の意見が述べられてから 1 年以内（法第 5 条第 1 項第 6 号に掲げる事項に係るものについては 2 か月以内）に行うよう努めるものとする。

第 7 勧告及び公表

1 勧告

(1) 総合振興局又は振興局は、法第 8 条第 7 項の規定による届出又は通知があった場合は、別紙様式 2 3 により市町村に意見を聴くものとする。

(2) 総合振興局又は振興局は、法第 9 条第 1 項に規定する勧告を行う旨又は行わない旨の決定を行う場合、審議会に諮問し、意見を聴くものとする。

(3) 総合振興局又は振興局は、勧告を行う場合には別紙様式 2 4 により当該届出者に通知するとともに、市町村に対し、当該勧告の有無について判断した結果を別紙様式 2 5 により通知するものとする。

(4) 法第 9 条第 4 項の規定により勧告を踏まえて当該届出を変更する旨の届出をしようとする者は、規則第 1 8 条に定める様式に当該変更に係る書類を添付して総合振興局又は振興局へ届出するものとする。

(5) 前号の届出は、当該勧告が行われてから 2 か月以内に行うよう努めるものとする。

2 公表

- (1) 法第9条第7項に規定する公表は、総合振興局又は振興局の掲示場への掲示及び報道機関への資料提供など適宜の方法により行うものとする。
- (2) 公表を行う事項は、次の各号に掲げる事項とする。
 - ア 大規模小売店舗の名称及び所在地
 - イ 建物設置者の住所並びに氏名又は名称及び法人にあつては代表者の氏名
 - ウ 従わないこととされた法第9条第1項の規定による勧告の内容
 - エ 前号の勧告に従わないこととした事項の概要
- (3) 総合振興局又は振興局は、公表を行う旨又は行わない旨の決定を行う場合、審議会に諮問し、意見を聴くものとする。
- (4) 総合振興局又は振興局は、公表をした場合には別紙様式26により市町村へ通知するものとする。

第8 報告等

法第14条の規定による報告は、別紙様式27によるものとする。

第9 廃止の届出及び承継の届出

総合振興局又は振興局は、法第6条第5項及び法第11条第3項の届出があつた場合、市町村に対し別紙様式28により届出があつた旨通知するものとする。

第10 補則

この要領に定めるほか、必要な事項は別に定める。

附則

この要領は、平成15年9月1日から施行する。

附則

この要領は、平成16年1月1日から施行する。

附則

この要領は、平成17年10月1日から施行する。

附則

この要領は、平成19年7月31日から施行する。

附則

この要領は、平成21年4月1日から施行する。

附則

この要領は、平成22年4月1日から施行する。

附則

この要領は、平成23年6月1日から施行する。

附則

この要領は、平成30年4月1日から施行する。

(別紙様式 1)

軽微な変更に係る申出書

年 月 日

北海道知事 様

設置者の住所
氏名又は名称及び法人にあってはその代表者の氏名

大規模小売店舗立地法施行規則第 8 条の規定に基づく軽微な変更を行いたいので、北海道大規模小売店舗立地法手続要領第 3 の 3 (1)により申し出ます。

記

- 1 大規模小売店舗の名称及び所在地
- 2 届出 (を予定している) 年月日
年 月 日
- 3 変更の内容
 - (1) 変更しようとする事項
(変更前)
(変更後)
 - (2) 変更 (を予定している) 年月日
年 月 日
 - (3) 変更する理由
- 4 当該変更が軽微であるとする理由 (大規模小売店舗の周辺の地域の生活環境に与える影響が当該変更前に比して変化しないとする理由)

※変更の内容を示す図面 (変更前後の配置図等) を添付のこと

(別紙様式2)

記 年 月 日
号 日

(市 町 村) 長 様

北海道知事

軽微な変更に係る申出に対する意見について（照会）

このことについて、（申出者）から、大規模小売店舗立地法施行規則第8条の規定に基づく軽微な変更と認めるよう、別添申出書（写）のとおり申出がありました。

つきましては、軽微な変更と認めることについて、 年 月 日までに、北海道〇〇総合振興局又は振興局産業振興部商工労働観光課へ意見の有無を提出してください。

なお、期日までに意見の提出がない場合には、軽微な変更と認めることについて意見が無いものとして取り扱いますので御了承願います。

(別紙様式 3 - 1)

記 号
年 月 日

(申 出 者) 様

北海道知事

軽微な変更の承認について (通知)

年 月 日付けで申出のあった次の大規模小売店舗に係る変更については、当該変更前に比し大規模小売店舗の周辺の地域の生活環境に与える影響が変化しないものと認められますので、大規模小売店舗立地法施行規則第 8 条の規定に基づく軽微な変更と認めます。

記

大規模小売店舗の名称及び所在地

(別紙様式 3 - 2)

記 号
年 月 日

(申 出 者) 様

北海道知事

軽微な変更の不承認について (通知)

年 月 日付で申出のあった次の大規模小売店舗に係る変更については、当該変更前に比し大規模小売店舗の周辺の地域の生活環境に与える影響が変化しないものと認められません (判断することができない) ので、大規模小売店舗立地法施行規則第 8 条の規定に基づく軽微な変更と認めません。

記

- 1 大規模小売店舗の名称及び所在地
- 2 認められない (判断できない) 理由

(別紙様式4)

記 号
年 月 日

(市 町 村) 長 様

北海道知事

軽微な変更に係る承認（不承認）について（通知）

年 月 日付で（申出者名）から申出があった次の大規模小売店舗に係るこのことについて、大規模小売店舗立地法施行規則第8条の規定に基づく軽微な変更と別紙のとおり認めた（認めなかった）ので通知します。

記

大規模小売店舗の名称及び所在地

※申出者への通知文（写）を添付のこと

(別紙様式 5)

説明会開催予定報告書

年 月 日

北海道知事
(市町村) 長 様

設置者の住所
氏名又は名称及び法人にあってはその代表者の氏名

大規模小売店舗立地法第 7 条第 1 項の規定に基づく説明会について、次のとおり開催する予定なので報告します。

記

1 大規模小売店舗の名称及び所在地	
2 開催日時	
3 開催場所 (会場名、所在地)	
4 周知方法	
5 地元市町村との協議状況	
6 その他	

※説明会で使用する予定の資料を添付すること。

(別紙様式 6)

記 年 月 日 号

(届 出 者) 様

北海道知事

説明会開催回数の指定について (通知)

大規模小売店舗立地法第 7 条第 1 項の規定に基づく説明会について、同法施行規則第 11 条第 1 項ただし書きの規定により、次のとおり開催回数を指定します。

記

- 1 大規模小売店舗の名称及び所在地
- 2 説明会の開催回数
- 3 開催回数を指定する理由

(別紙様式 7)

掲示による説明実施申出書

年 月 日

北海道知事 様

設置者の住所
氏名又は名称及び法人にあってはその代表者の氏名

大規模小売店舗立地法施行規則第 11 条第 2 項の規定に基づく掲示による届出等の要旨説明を実施したいので、北海道大規模小売店舗立地法に関する手続要領第 5 の 5 (1) により申し出ます。

記

- 1 大規模小売店舗の名称及び所在地
- 2 届出（を予定している）年月日
年 月 日
- 3 変更の内容
 - (1) 変更しようとする事項
(変更前)
(変更後)
 - (2) 変更（を予定している）年月日
年 月 日
 - (3) 変更する理由
- 4 大規模小売店舗立地法第 7 条第 1 項の規定に基づく説明会を開催しない理由（大規模小売店舗の周辺の地域の生活環境に与える影響がほとんどないとする理由）
- 5 説明会に代えて届出等の要旨を掲示する場所
(図面を添付)

(別紙様式 8)

記 年 月 日
年 月 日

(市 町 村) 長 様

北海道知事

掲示による説明実施申出に対する意見について（照会）

このことについて、（申出者）から、大規模小売店舗立地法施行規則第 11 条第 2 項の規定に基づく掲示による届出等の要旨説明を実施したい旨、別添申出書（写）のとおり申出がありました。

つきましては、説明会に代えて掲示による説明を実施することについて、年 月 日までに、北海道〇〇総合振興局又は振興局産業振興部商工労働観光課へ意見の有無を提出してください。

なお、期日までに意見の提出がない場合には、掲示による説明について意見が無いものとして取り扱いますので御了承願います。

(別紙様式 9 - 1)

記 号
年 月 日

(申 出 者) 様

北海道知事

掲示による説明の承認について (通知)

年 月 日付けで申出のあった次の大規模小売店舗に係る変更については、当該変更前に比し大規模小売店舗の周辺の地域の生活環境に与える影響がほとんどないものと認められますので、大規模小売店舗立地法第 7 条第 1 項の規定に基づく説明会に代えて掲示による説明を実施することを認めます。

なお、届出後、北海道大規模小売店舗立地法に関する手続要領第 5 の 5 (3) に基づき掲示を実施するとともに、同要領第 5 の 6 なお書きによる報告をしてください。

記

大規模小売店舗の名称及び所在地

(別紙様式 9 - 2)

記 号
年 月 日

(申 出 者) 様

北海道知事

掲示による説明の不承認について (通知)

年 月 日付けで申出のあった次の大規模小売店舗に係る変更については、当該変更前に比し大規模小売店舗の周辺の地域の生活環境に与える影響がほとんどないものと認められません (判断することができない) ので、大規模小売店舗立地法第 7 条第 1 項の規定に基づく説明会を開催してください。

なお、早急に説明会の開催方法等について、検討願います。

記

- 1 大規模小売店舗の名称及び所在地
- 2 認められない (判断できない) 理由

(別紙様式10)

記 号
年 月 日

(市 町 村) 長 様

北海道知事

掲示による説明実施に係る承認（不承認）について（通知）

年 月 日付で（申出者名）から申出があった次の大規模小売店舗に係るこのことについて、大規模小売店舗立地法第7条第1項の規定に基づく説明会に代えて掲示による説明を実施することを別紙のとおり認めた（認めなかった）ので通知します。

記

大規模小売店舗の名称及び所在地

※申出者への通知文（写）を添付のこと

(別紙様式 1 1)

説明会開催結果報告書

年 月 日

北海道知事
(市町村) 長 様

設置者の住所
氏名又は名称及び法人にあってはその代表者の氏名

大規模小売店舗立地法第 7 条第 1 項の規定に基づく説明会について、次のとおり開催したので報告します。

記

1 大規模小売店舗の名称 及び所在地	
2 開催日時	
3 開催場所 (会場名、所在地)	
4 出席者 (1) 設置者側 ・氏名、役職等 (2) 住民側 ・出席者の状況	
5 議事の概要	
6 陳述意見等の概要	
7 上記 6 に対する設置者 側の応答	
8 その他	

※開催日、開催場所ごとに作成すること。

※説明会で配布した資料を添付すること。

(別紙様式 1 2)

掲示による説明実施状況報告書

年 月 日

北海道知事
(市町村) 長 様

設置者の住所
氏名又は名称及び法人にあつてはその代表者の氏名

大規模小売店舗立地法第 7 条第 1 項の規定に基づく説明会に代え、掲示による説明を次のとおり実施しているので報告します。

記

1 大規模小売店舗の名称及び所在地	
2 掲示による説明開始日	年 月 日
3 掲示箇所数及び掲示場所 (図面添付)	
4 その他	

※掲示の写し及び掲示状況の写真を添付すること。

(別紙様式 13)

掲示による説明実施結果報告書

年 月 日

北海道知事
(市町村) 長 様

設置者の住所
氏名又は名称及び法人にあってはその代表者の氏名

大規模小売店舗立地法第7条第1項の規定に基づく説明会に代え、掲示による説明を次のとおり実施したので報告します。

記

1 大規模小売店舗の名称及び所在地	
2 掲示による説明実施期間	年 月 日～ 年 月 日
3 掲示期間中に述べられた意見等	
4 上記3に対する対応状況	

(別紙様式 1 4)

説明会開催不能申出書

年 月 日

北海道知事 様

設置者の住所
氏名又は名称及び法人にあってはその代表者の氏名

大規模小売店舗立地法第 条第 項の規定により、 年 月 日付けで届出を行った次の大規模小売店舗の新設（変更）に関し、同法第 7 条第 1 項の規定に基づく説明会を開催することができませんので、北海道大規模小売店舗立地法に関する手続要領第 5 の 7 (1)により申し出ます。

記

- 1 大規模小売店舗の名称及び所在地
- 2 説明会を開催できない理由（大規模小売店舗立地法施行規則第 1 3 条第 1 項各号のうち該当する事由とその内容）
- 3 説明会に代えて届出等の内容を周知する方法

(別紙様式 15 - 1)

記 年 月 日
年 月 日

(申 出 者) 様

北海道知事

説明会開催不能申出の承認について (通知)

年 月 日付で申出のあった次の大規模小売店舗に係るこのことについては、大規模小売店舗立地法施行規則第 13 条第 1 項第 号に該当する事由と認められますので、申出のあった説明会に代わる周知方法により届出等の内容を周知してください。

記

大規模小売店舗の名称及び所在地

(別紙様式 15 - 2)

記 年 月 日 号

(申 出 者) 様

北海道知事

説明会開催不能申出の不承認について (通知)

年 月 日付で申出のあった次の大規模小売店舗に係るこのことについては、大規模小売店舗立地法施行規則第 13 条第 1 項第 号に該当する事由と認められませんので、同法第 7 条第 1 項の規定に基づく説明会を開催してください。

なお、早急に説明会の開催方法等について、検討願います。

記

- 1 大規模小売店舗の名称及び所在地
- 2 該当すると認められない理由

(別紙様式 16)

記 年 月 日 号

(市 町 村) 長 様

北海道知事

説明会開催不能申出に係る承認（不承認）について（通知）

年 月 日付で（申出者名）から申出があった次の大規模小売店舗に係るこのことについて、大規模小売店舗立地法施行規則第 13 条第 1 項第 号に該当するものと別紙のとおり認めた（認めなかった）ので通知します。

記

大規模小売店舗の名称及び所在地

※申出書（写）及び申出者への通知文（写）を添付のこと

(別紙様式 17)

記 号
年 月 日

(市 町 村) 長 様

北海道知事

大規模小売店舗立地法に基づく届出に対する意見について(照会)

このことについて、別添のとおり大規模小売店舗立地法第 条第 項の規定に基づき届出がありました。

つきましては、別途北海道経済部地域経済局中小企業課のホームページへの掲載により届出の概要について公告しますが、大規模小売店舗の周辺地域の生活環境の保持の見地からの貴市(町村)意見を同法第8条第1項の規定に基づき照会しますので、当該公告の縦覧終了期日(公告の日から4か月後)までに、北海道〇〇総合振興局又は振興局産業振興部商工労働観光課へ別紙意見書により提出してください。

また、届出に係る各内容について可能な限り広範に周知するため、貴市(町村)におかれましても届出書を道同様に縦覧くださるようお願いいたします。

※届出書及び別紙を添付のこと

(別紙)

大規模小売店舗立地法第8条第1項に基づく市町村意見

市 町 村 名	
対象となる大規模小売店舗の名称	

記

- 1 意見の項目
- 2 意見の内容
- 3 上記意見の根拠となる指針等の内容

注1) 「1 意見の項目」は、次のとおりとする。

- 総括的事項
- 駐車需要の充足等周辺住民の利便、業務の利便の確保に係る事項
 - ・駐車需要の充足等交通に係る事項
 - ・歩行者の通行の利便に係る事項
 - ・廃棄物減量化及びリサイクルについての配慮
 - ・防災・防犯対策への協力
- 騒音の発生等周辺的生活環境の悪化の防止のための事項
 - ・騒音の発生に係る事項
 - ・廃棄物に係る事項
 - ・街並みづくり等への配慮等
- その他の事項

注2) 法や指針の趣旨に鑑み、意見の内容は「周辺地域の生活環境の保持の見地からの意見」に限定し、「需給調整的な内容や指針の範囲を超えた負担を設置者に求める」ものとならないよう充分留意すること。

また、変更届出の場合は、当該変更に係る意見とされているので留意すること。

注3) 「3 意見の根拠となる指針等の内容」には、意見の根拠となる指針等の記述部分や届出書の内容で意見の対象となる具体的な部分等について具体的に記載すること。
(意見がある場合は、必ず記載し、意見の根拠等を明確にすること)

注4) この意見の内容については、大規模小売店舗立地法第8条第3項の規定に基づき、公告されるとともに縦覧に供します。

意見書

年 月 日

北海道知事 様

(住所、所在地)
(氏名、団体の場合は団体名及び代表者名)

大規模小売店舗立地法第8条第2項の規定に基づき、意見を提出します。
なお、うら面の意見書の内容については、同条第3項の規定により、縦覧されることを了承します。

--- <注意事項> -----

- 1 この意見の内容については、同法第8条第3項の規定に基づき、意見の概要が公告されるとともに、うら面の意見書を縦覧に供します。(ただし、意見の内容が公序良俗に反するようなものは除きます。
なお、このおもて面は同法第8条第3項の規定による縦覧には供しませんので、必ず住所・所在地、氏名、団体名及び代表者名を記入してください。
住所・所在地、氏名、団体名及び代表者名の記載がないものは、無効として取り扱います。
- 2 この意見の内容については、同法第8条第2項の規定により、「大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項についての意見」となっており、それ以外の事項の意見の提出はできませんので御注意ください。
また、意見の提出期限を過ぎた意見書は受理できませんので御注意ください。
- 3 意見の提出先は、該当する大規模小売店舗の所在地の総合振興局又は振興局産業振興部商工労働観光課となりますので、御不明の点等については、総合振興局又は振興局にお問い合わせください。

<うら面>

大規模小売店舗立地法第8条第2項に基づく意見書

大規模小売店舗の名称	
大規模小売店舗の住所	
意見の対象となる生活環境保持のために配慮すべき事項	
意見	

(別紙様式 19)

記 年 月 日 号

(届 出 者) 様

北海道知事

大規模小売店舗の新設(変更)の届出に係る意見について(通知)

大規模小売店舗立地法第 条第 項の規定に基づき 年 月 日付で届出のあった大規模小売店舗の新設(変更)について、同法第8条第4項の規定に基づき、次のとおり当該届出に係る意見を通知します。

なお、意見の内容を十分に検討のうえ、同条第7項の規定に基づく手続を行ってください。

記

- 1 大規模小売店舗の名称及び所在地
- 2 意見の項目及び内容
- 3 意見の根拠となる指針等の内容

(別紙様式 20)

記 年 月 日
年 月 日

(届 出 者) 様

北海道知事

大規模小売店舗の新設(変更)の届出に係る意見について(通知)

大規模小売店舗立地法第 条第 項の規定に基づき 年 月 日付けで届出のあった次の大規模小売店舗の新設(変更)について、当該届出に係る意見はありませんので、この旨同法第 8 条第 4 項の規定に基づき通知します。

記

大規模小売店舗の名称及び所在地

(別紙様式 2 1)

記 号
年 月 日

(市 町 村) 長 様

北海道知事

大規模小売店舗の新設(変更)の届出に係る道意見について(通知)

年 月 日付で(届出者名)から届出があった次の大規模小売店舗に係るこのことについて、大規模小売店舗立地法第 8 条第 4 項の規定に基づき、別紙のとおり意見を述べた(意見を有しない通知をした)ので通知します。

記

大規模小売店舗の名称及び所在地

※届出者への通知文(写)を添付のこと

(別紙様式 2 2)

届出事項を変更しない旨の通知書

年 月 日

北海道知事 様

設置者の住所
氏名又は名称及び法人にあってはその代表者の氏名

年 月 日付け(記号)で通知のあった北海道の意見に関し、次の理由により届出事項を変更しませんので、大規模小売店舗立地法第 8 条第 7 項の規定に基づき通知します。

記

- 1 大規模小売店舗の名称及び所在地
- 2 変更しない理由

(別紙様式 23)

記 年 月 日 号

(市 町 村) 長 様

北海道知事

大規模小売店舗立地法に基づく道意見に係る届出事項変更の届出
(変更しない旨の通知)に対する意見について(照会)

年 月 日付で(届出者名)から届出があった次の大規模小売店舗の新
設(変更)について、大規模小売店舗立地法第8条第4項の規定に基づき道意見を通知し
たところですが、届出者から別紙のとおり届出事項を変更する旨の届出(変更しない旨の
通知)がありました。

つきましては、当該届出(通知)の内容について、年 月 日までに、北
海道〇〇総合振興局又は振興局産業振興部商工労働観光課へ意見の有無を別紙意見書によ
り提出してください。

記

大規模小売店舗の名称及び所在地

※届出事項変更届出書(届出事項を変更しない旨の通知書)(写)及び別紙を添付のこと

(別紙)

届出事項変更の届出（変更しない旨の通知）に対する市町村意見

市 町 村 名	
対象となる大規模小売店舗の名称	

記

1 届出（通知）内容に対する意見

- 意見あり
- 意見なし

以下、「意見あり」の場合に記載

2 意見の項目

3 意見の内容

4 上記意見の根拠となる指針等の内容

注) 届出（通知）内容では、大規模小売店舗の周辺の地域の生活環境に著しい悪影響を及ぼす事態の発生を回避することが困難であると思われる場合について、「意見あり」とすること。

(別紙様式 24)

記 号
年 月 日

(届出者) 様

北海道知事

大規模小売店舗の新設(変更)について(勧告)

大規模小売店舗立地法第 条第 項の規定に基づき 年 月 日付けで届出のあった大規模小売店舗の新設(変更)について、同法第9条第1項の規定に基づき次のとおり勧告します。

また、この勧告の内容は、同条第3項の規定に基づき公告します。

なお、この勧告に基づき講じた措置について、同条第4項の規定に基づく届出を行ってください。

記

1 大規模小売店舗の名称及び所在地

2 勧告の内容

3 勧告の理由

年 月 日付け(記号)で述べた道意見に対し、 年 月 日付けで届出のあった(通知のあった)内容では、意見を適正に反映させているとは判断できず、当該届出に係る大規模小売店舗の周辺の地域の生活環境に著しい悪影響を及ぼす事態の発生を回避することが困難であると認められるため

注) 正当な理由なくこの勧告に従わなかったときは、同条第7項の規定に基づき、その旨を公表することがあります。

(別紙様式 25)

記 号
年 月 日

(市 町 村) 長 様

北海道知事

大規模小売店舗の新設(変更)の届出に係る勧告について(通知)

年 月 日付で(届出者名)から届出があった次の大規模小売店舗に係るこのことについて、大規模小売店舗立地法第9条第1項の規定に基づき、別紙のとおり勧告した(勧告しなかった)ので通知します。

記

大規模小売店舗の名称及び所在地

※届出者への勧告文(写)を添付のこと

(別紙様式 26)

記 年 月 日 号

(市 町 村) 長 様

北海道知事

大規模小売店舗立地法に基づく公表について (通知)

大規模小売店舗立地法第 条第 項の規定に基づき 年 月 日付けで届出の
あった大規模小売店舗の新設 (変更) について、同法第 9 条第 1 項の規定に基づき、(届出
者) に対して勧告したところですが、次の理由から、同条第 7 項の規定に基づき、
年 月 日付け (北海道公報) に別添写しのとおり公表したので通知します。

記

- 1 大規模小売店舗の名称及び所在地
- 2 公表の理由
勧告内容が適正に行われていないため

※ (北海道公報) の写しを添付のこと

(別紙様式 27)

報 告 書

年 月 日

北海道知事 様

設置者（小売業者）の住所
氏名又は名称及び法人にあってはその代表者の氏名

年 月 日付け（記号）で、大規模小売店舗立地法第 14 条（第 1 項）
（第 2 項）
の規定に基づき照会のあった事項について、別紙のとおり報告します。

(別紙様式 28)

記 年 月 日
年 月 日

(市 町 村) 長 様

北海道知事

大規模小売店舗立地法に基づく届出について (通知)

このことについて、別添のとおり大規模小売店舗立地法第 条第 項の規定に基づき届出がありましたので通知します。

※届出書を添付のこと

(別紙掲示例〔第5の5の(3)関係])

掲示による説明を行う場合の掲示内容について

○内 容

- 1 大規模小売店舗の名称及び所在地
- 2 届出者(建物設置者)の氏名又は名称及び法人にあっては代表者の氏名並びに所在地
- 3 変更しようとする事項
(変更前)
(変更後)
- 4 変更する年月日
- 5 変更する理由
- 6 届出添付書類の要旨 (変更内容図等)
- 7 掲示期間
- 8 掲示内容問い合わせ先
 - ・住所
 - ・法人名/部署名/担当者役職氏名
 - ・電話番号/FAX番号
 - ・ホームページ/電子メールアドレス
- 9 その他
以下の文言を必ず記載すること
注1) これは、大規模小売店舗立地法施行規則(平成11年通商産業省令第62号)第11条第2項の規定により、説明会の開催に代えて、届出等の要旨を掲示しているものです。
注2) 北海道経済部地域経済局中小企業課及び北海道〇〇総合振興局又は振興局産業振興部商工労働観光課(市町村において縦覧している場合には当該縦覧場所も追加)において、届出書類等の縦覧を実施しております。
また、この届出に関し、店舗周辺の地域の生活環境の保持のため、届出者が配慮すべき事項について意見を有する方は、所定の用紙により北海道〇〇総合振興局又は振興局産業振興部商工労働観光課あて意見書を提出することができます。

大規模小売店舗立地法に関する道庁ホームページ

<http://www.pref.hokkaido.lg.jp/kz/csk/richi/todokede/kokuji/index.htm>

○規格等

日本工業規格A3以上の大きさの用紙、板等に見やすい文字の大きさに記入すること。
屋外に掲示する場合は、風雨等のために容易に消失、破損又は倒壊しない構造とすること。

大規模小売店舗立地法に係る届出先及び問い合わせ先一覧

1 届出先及び問い合わせ先

	問い合わせ先・電話/FAX 番号	郵便番号・所在地	備考
北海道庁	経済部地域経済局中小企業課商業グループ Tel 011-204-5341 FAX011-232-8127 URL http://www.pref.hokkaido.lg.jp/kz/csk/richi/todokede/kokuzi/index.htm	〒 060-8588 札幌市中央区北 3 条西 6 丁目 e-mail: keizai.chushokigy@pref.hokkaido.jp	

総合振興局 又は振興局	届出先及び問い合わせ先・電話/FAX 番号	郵便番号・所在地	
空知	産業振興部 商工労働観光課 Tel 0126-20-0061 FAX 0126-25-9712	〒 068-8558 岩見沢市 8 条西 5 丁目	
石狩	産業振興部 商工労働観光課 Tel 011-204-5827 FAX 011-232-1950	〒 060-8558 札幌市中央区北 3 条西 7 丁目 道庁別館	札幌市を除く
後志	産業振興部 商工労働観光課 Tel 0136-23-1362 FAX 0136-22-0901	〒 044-8588 倶知安町北 1 条東 2 丁目	
胆振	産業振興部 商工労働観光課 Tel 0143-24-9590 FAX 0143-24-4796	〒 051-8558 室蘭市海岸町 1 丁目 4 番 1 号	
日高	産業振興部 商工労働観光課 Tel 0146-22-9282 FAX 0146-22-7517	〒 057-8558 浦河町栄丘東通 5 6 号	
渡島	産業振興部 商工労働観光課 Tel 0138-47-9459 FAX 0138-47-9207	〒 041-8558 函館市美原 4 丁目 6 番 1 6 号	北斗市を除く
檜山	産業振興部 商工労働観光課 Tel 0139-52-6641 FAX 0139-52-0569	〒 043-8558 江差町字陣屋町 336 番地 3	
上川	産業振興部 商工労働観光課 Tel 0166-46-5944 FAX 0166-46-5208	〒 079-8610 旭川市永山 6 条 1 9 丁目 1 番 1 号	
留萌	産業振興部 商工労働観光課 Tel 0164-42-8440 FAX 0164-42-1937	〒 077-8585 留萌市住之江町 2 丁目 1 番 2	
宗谷	産業振興部 商工労働観光課 Tel 0162-33-2528 FAX 0162-33-2629	〒 097-8558 稚内市末広 4 丁目 2 番 2 7 号	
オホーツク	産業振興部 商工労働観光課 Tel 0152-41-0636 FAX 0152-44-3184	〒 093-8585 網走市北 7 条西 3 丁目	
十勝	産業振興部 商工労働観光課 Tel 0155-27-8537 FAX 0155-25-7756	〒 080-8588 帯広市東 3 条南 3 丁目	
釧路	産業振興部 商工労働観光課 Tel 0154-43-9181 FAX 0154-41-0967	〒 085-8588 釧路市浦見 2 丁目 2 番 5 4 号	
根室	産業振興部 商工労働観光課 Tel 0153-24-5619 FAX 0153-23-6223	〒 087-8588 根室市常盤町 3 丁目 2 8 番地	

2 法、規則、指針等に係る問い合わせ先

北海道経済産業局	産業部 流通産業課 Tel 011-709-2311 内線 2580	〒 060-0808 札幌市北区北 8 条西 2 丁目 札幌第一合同庁舎
----------	---------------------------------------	---

(参考)なお、大型店の立地場所が札幌市内又は北斗市内である場合は、届出先は札幌市長又は北斗市長です。

札幌市	経済観光局産業振興部商業・金融支援課 Tel 011-211-2372	〒 060-8611 札幌市中央区北 1 条西 2 丁目
北斗市	経済部 水産商工労働課 Tel 0138-73-3111	〒 049-0192 北斗市中央 1 丁目 3 番 1 0 号